

長野県総合計画審議会最終答申

未来への提言

～コモンズからはじまる、信州ルネッサンス革命～

平成16年(2004年)3月

目 次

「未来への提言」にあたって	1
未来への提言（骨子）	4
第1章 ゆたかな社会を求めて	
第1節 ゆたかな社会とは	5
第2節 新たなルネッサンスのはじまり	6
第2章 社会的共通資本とコモンズ	
第1節 資本主義と社会主義の限界	8
第2節 社会的共通資本の考え方	9
第3節 社会的共通資本の管理・運営	10
第4節 コモンズの再評価	12
第3章 「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」	
第1節 「歴史の峠」に立って	15
第2節 「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」	16
第3節 行政の役割	18
第4章 理想的な社会的共通資本をめざして	
第1節 自然環境	21
第2節 農村	22
第3節 都市	25
第4節 産業	30
第5節 教育	32
第6節 医療	36
第7節 福祉	39
第8節 地方分権	41
第9節 中央官僚制度からの「自律」	44
第10節 長寿型文明	46
「信州革命」を求めて	51
長野県総合計画審議会委員・専門委員名簿	53
参考文献	54
資料編	55

「未来への提言」にあたって

二十世紀の世紀末は、世紀末という表現がそのまま当てはまるような状況に置かれていた。もともと世紀末という言葉は、イタリアの生んだ偉大な文学者で思想家でもあったダンテ^{*1}が最初に使ったといわれている。ダンテは当時、故国フィレンツェを追われて、ながい放浪の旅に出ていたが、十三世紀末の北イタリアを中心としたヨーロッパの政治的、思想的状況を憂いて世紀末と表現したのであった。そのあと、西暦であらわした世紀の終わりはほぼ例外なく、政治、経済、社会、文化の各面において大きな混乱と変動に見舞われることになった。特に深刻な世紀末的現象を呈したのが十九世紀末である。十九世紀末に起こった政治的、経済的攪乱は、学問、芸術をはじめとして社会全般に大きな影響をおよぼし、まさに地殻変動といってもよい変化をもたらした。十九世紀末の波紋が第一次世界大戦を惹き起こし、さらには第二次世界大戦という、人類がこれまで経験したことのないような悲惨な戦争に発展することにもなった。世紀末という言葉は、そのまま十九世紀末をさすほどだが、二十世紀末の政治的、経済的攪乱もまた、十九世紀末のそれと比肩できるほどの規模と深刻さをもち、その影響は二十一世紀に入った現在におよんでいる。

二十世紀の世紀末的混乱と混迷は、日本の場合特に深刻で、広範な範囲におよび、その社会的、経済的変化の規模も大きく、その深刻さは明治以来最もきびしいものがあったといってもよい。国民の多くはいま、政治と行政に深い不信感をもち、国際的にも、日本の経済、文化、社会に対する信頼は失われつつある。日本の政治、経済、社会の危機的症候群をこのまま放置したとすれば、子どもたちの世代に引きつぐべき日本の社会はあまりにも暗く、輝きを失ったものになってしまうことを恐れざるを得ない。

信州はいま、政策的にも、財政的にも危機的状況にある。この最も大きな

原因は、戦後五十年にわたって、中央政府による画一的な制度的、政策的制約のもとで、信州固有の歴史、社会、経済、文化、自然といった要因を充分配慮して、県民にとって最適な行政を展開することができなかったからだといってもよい。このことは1980年代の金融バブル形成期から1990年代の日本経済崩落の過程できわ立って顕著になった。こうした状況に加え、信州では1990年代半ばにおいて、集中的かつ大規模な公共投資が行われた。これにより社会基盤の整備が進んだものの、県の財政は1兆6千億円*2にもおよぶ巨額の債務を抱え、森林や河川など自然環境の破壊は進み、また、地域経済は活力を失ったままである。もし事態がこのまま推移したとすれば、藩政時代を通じて、さらに明治から百年以上にわたって県民の手によって営々として築き上げられ、大切に保存、維持されてきた信州の経済、文化、自然にかかわる社会的共通資本の蓄積は、その重要な部分が毀損されて、その機能が大幅に阻害されてしまうことを憂うものである。

しかし、日本が置かれている世紀末的状况は、実は、リベラリズム*3の思想にもとづいて、制度的前提条件を大きく変え、日本を経済的な面だけでなく、自然、社会、文化などすべての面において、真の意味でゆたかで、住みやすい国に変えるために、この上もない好機である。事実、二十一世紀に入ってから、日本の全国いたるところに、真の意味でのゆたかさを求めて大きな運動が展開され、これらの運動が一つの大きな潮流となって、日本の置かれている政治や経済、文化の各面、そして人間的なあらゆる面での閉塞的な状況を打ち破り、ゆたかな国をつくるための制度的改革の可能性が現実のものとなりつつある。

「信州モデル」を求めて展開しつつある信州の県政は、この歴史的な流れを象徴するものである。このとき、人間としての尊厳を守り、市民としての自由を最大限に確保し、美しい自然を保全するという「信州モデル」の原点に立ち戻って、ゆたかな信州をつくるための制度的諸条件を明らかにし、そ

これらの制度的諸条件を具現化するために、一人ひとりが自らの地域に誇りと愛情をもって、主体的に新しい政治の流れをつくり出すことがまず肝要ではないだろうか。

本提言は、長野県総合計画審議会専門委員会の議論をもとに、その叡智を結集して取りまとめたものであり、信州の未来、ひいては将来の社会のあるべき姿を展望し、その方向性を大胆に表現したものである。それは、現在の時代を覆う閉塞感を振り払い、美しい自然環境をはじめとする過去から継承されてきた貴重な財産を、誇るべきかたちで将来の世代に引きついでいくという私たちに課せられた責務を全うし、あるべき未来に向けて歩み始めるための理念的基礎を与えるものといえる。今後の地方政府のあり方、地域社会のめざすべき姿を考えるさいに、その礎となることを期待する。

なお、提言中、同様のテーマ、同趣旨の考え方が少しずつニュアンスを変えながらも、表現の重なりをあえて排除せずに掲載されている部分がある。これは、多くの方々に、本提言をより深く理解していただくためのものであることを付記したい。

長野県総合計画審議会専門委員会座長

宇沢弘文

未来への提言（骨子）

- 二十世紀型工業社会は、美しい自然環境を損ない、私たちに真のゆたかさをもたらしていないという点において、明らかに行き詰まりを見せているが、これは、これまで私たちが社会的共通資本を適切に管理・運営してこなかったことに起因するものといえる。
- 二十一世紀型のゆたかな社会を創り上げていくためには、社会的共通資本とコモンズの考え方にもとづき、社会のあり方や私たちの意識を大きく変革していくことが求められる。
- このことは、市民一人ひとりが主役となり、それぞれの地域や生活の場においてゆたかな社会に必要な「大切なもの」を自分たちの手に取り戻し、守り育てていくこと、すなわち、「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」により可能となるものである。
- このとき行政は、「コモンズ」からのルネッサンスを支援・補完し、制度的諸条件を整える役割を担う。

第1章 ゆたかな社会を求めて

第1節 ゆたかな社会とは

ゆたかな社会とは、すべての人々が、その先天的、後天的資質と能力とを十分に生かし、それぞれのもっている夢と希望が最大限に実現できるような仕事に携わり、その社会的貢献に相応しい所得を得て、幸福で、安定した家庭を営み、できるだけ多様な社会的接触をもち、文化的水準の高い一生を送ることができるような社会である。このような社会は、次のような基本的諸条件を満たしていなければならない。

- 1 美しい、ゆたかな自然とすぐれた歴史的環境が安定的、持続的に維持されている。
- 2 快適で、清潔な生活を営むことができるような住居と生活環境、文化的環境が用意されている。
- 3 すべての子どもたちが、それぞれのもっている多様な資質と能力をできるだけ伸ばし、発展させ、調和のとれた社会的人間として成長しうる学校教育制度が用意されている。
- 4 疾病、障害にさいして、そのときどきにおける最高水準の医療サービスを受けることができる。
- 5 さまざまな希少資源が、以上の目的を達成するために最も効率的かつ公平に配分されるような、経済や社会にかかわる制度が整備されている。

ゆたかな社会とはまた、すべての人々の人間的尊厳と魂の自立が守られ、市民の基本的人権が最大限に確保できるという、本来の意味におけるリベリズムの理想が実現される社会である。

このような意味でのゆたかな社会を、そしてゆたかな信州を、どのように

すれば具現化できるであろうか。この課題に対する回答は、社会的共通資本を適切に建設し、管理、維持していくという考え方に求めることができる。そして、信州においては、「脱ダム」宣言^{*4}にはじまる「信州モデル」の構築をめざした取り組みが、この考えにもとづくものとして既に始まっている。

「脱ダム」宣言は、単にダム建設のあり方にとどまらず、公共事業全般、さらには、すべての社会的共通資本の建設、管理のあり方に関する基本的理念を「信州モデル」として簡潔に述べた革命的な文書である。

「脱ダム」宣言にはじまる「信州モデル」の構築を目指した取り組みは、信州の夜明け前を象徴するだけでなく、日本全国、さらには世界全体にもおよぶ新しい時代精神 (Zeitgeist) ^{*5}をあらわしたものといえる。なぜならこの取り組みは、可能な限り高い経済成長を指向し、物質的な欲求を満たすことを優先した二十世紀型工業社会を超え、個別の制度的、政策的諸条件を弥縫^{*6}的に改良するのではなく、一人ひとりの実質的生活水準を高め、文化的水準の高い、すぐれて人間的な生き方をもとめることができる社会をめざした構造的な変革であり、人々の価値観や生活様式の転換をも希求するものだからである。

第2節 新たなルネッサンスのはじまり

第二次世界大戦後、半世紀以上の歳月が流れた。この間、日本のみならず世界は大きな変貌を遂げてきた。1960年代の終わり頃までの期間を通じて支配的であったアメリカ的な経済発展のプロセスは、世界各地で、自然、社会、文化の広範な破壊をもたらし、大きな社会的問題を引き起こしてきた。しかし、1980年代の半ば頃から、ヨーロッパを中心として、アメリカ的な経済発展のプロセスによって破壊された自然と都市を再生し、失われた歴史と文化を復活させようという動きがみられるようになった。

この新たなルネッサンス*7とも呼ぶべき運動は、1990年代に入るとともに、大きな流れとなって、単にEU*8加盟諸国だけでなく、その周辺の国々にまでおよぶようになってきている。この運動は、それぞれの都市が生活や文化の「質」の向上をめざして競い合う状況を生んでいる。このさい「質」は「美しさ」と置き換えてもよい。かつて国家間において「富」の「量」を求め競ったとき、そこには争いが生じたが、生活や文化の「質」や「美しさ」を競い合うとき争いは生じず、人々にもたらされるものは幸福であり、平和である。

ここでルネッサンスというとき、かつてヨーロッパにおいて展開されたルネッサンスと同じ意味合いをもつ。十四世紀から十六世紀にかけて展開されたルネッサンスは、中世の教会による抑圧を超えて、人間的尊厳を保ち、魂の自立を求めようという、真の意味におけるリベラリズムの思想にもとづいて、新しい文化の形成を図ろうというものであった。ルネッサンスにおいて表現された芸術、文芸、音楽は、そのいずれもが美しさに包まれているといえる。ルネッサンスはまた、人間の個性を重んじ、自由な精神の復興を通じて美しさの本質を見極めようとする動きであり、美しさの追求そのものでもあった。ルネッサンスは、歴史用語としては「文芸復興」、あるいは「学芸復古」という訳語が充てられることもある。しかし、必ずしも、その意味を的確に伝えていないため、ルネッサンスを原語のままに使うことにしたい。

中央政府による制度的、政策的制約を超えて、人間的な尊厳を保ち、魂の自立を求めようとしている信州の改革は、これまでの社会のあり方を反省し、二十世紀を通じて破壊されてきた美しい自然と都市を再生し、人間の回復をめざすヨーロッパにおける都市のルネッサンスと軌を一にする。「脱ダム」宣言は、日本の危機と停滞を生み出した原点であるダム問題に焦点を当てて、信州、さらには日本のルネッサンスの可能性を明示し、説得的に表現したものである。

第2章 社会的共通資本とコモンズ

第1節 資本主義と社会主義の限界

二十世紀は、資本主義と社会主義という二つの経済体制の間の緊張と対立を軸として展開された。資本主義の考え方は、すべての希少資源を私有化して、分権的市場経済制度のもとで、資源配分と所得配分を決めるという制度を想定している。これに対して、社会主義の考え方は、すべての希少資源を公有化し、政府が中央集権的な経済計画を策定して、資源配分と所得配分を決めようというものである。いずれの考え方も、一つの国あるいは社会のもっている歴史的条件を軽視し、その文化や社会の特質をおろそかにして、自然環境に対して十分な考慮を払ってこなかったという共通点を有しており、二十世紀において経済、社会、政治、文化、そして軍事上のさまざまな問題をもたらしてきた。特に1960年代から現在にかけての経済発展の過程を通じて、深刻な自然環境の破壊とそれにとまなう文化的、人間的荒廃が顕著である。それは同時に、経済社会のあり方とそれを構成する基本的経済主体の行動様式に対してきびしい疑問を提示し、反省を迫るものでもある。

二十世紀の世紀末的状况は、資本主義の国々と社会主義の国々を問わず、二十世紀を通じて、さまざまな社会的共通資本の管理、維持を適切に行ってこなかったことにもつぱら起因するといっても過言ではない。二十世紀の世紀末的状况を超えて、新しい二十一世紀の可能性を探ろうとするとき、社会的共通資本の問題が、最も大きな課題として、私たちの前に提示される。

信州の場合、日本の背骨に位置し、峻険な山々に囲まれ、ゆたかな森林をもち、数多くの清冽な溪流、河川、湖沼に恵まれた全国で、あるいは世界で有数の美しい自然をもつ。そしてまた日本の教育、医療、学問、文学、芸術、宗教、登山など、多くの面で常に時代の先頭に立って、新しい息吹を伝えてきた。しかし、その信州の美しい自然も、ゆたかな社会とすぐれた文化も、

また魅力的な人間性自体も、今や大きく傷つけられつつある。また、大切な社会的共通資本として守られるべき農村、教育、医療などの諸制度は、その持続的存続が危ぶまれている。このように現在信州で発生している危機的状況もまた、いずれも社会的共通資本の管理、維持をいかにすべきかという問題にかかわるものであり、「脱ダム」宣言も「五直し^{*9}」も同様の問題意識にもとづいている。「信州モデル」を現実のものとする制度的、政策的諸条件を明らかにするために、社会的共通資本の考え方について述べる必要がある。

第2節 社会的共通資本の考え方

社会的共通資本は、一つの国ないし特定の地域に住むすべての人々が、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会と美しい自然を持続的、安定的に維持することを可能にするような社会的装置を意味する。これは、資本主義や社会主義がおろそかにしてきたもの、すなわち一つの国あるいは社会の有する歴史、文化、社会、自然といった条件を十分に配慮した上で、ゆたかな社会を現実にするためのものであるとよい。

社会的共通資本は自然環境、社会基盤、制度資本の三つの大きな範疇に分けて考えることができる。自然環境は、大気、水、森林、河川、湖沼、海洋、土壌などである。社会基盤は、道路、交通機関、上下水道、電力、ガス、情報基盤など、ふつう社会資本と呼ばれているものである。制度資本は、教育、医療、金融、司法、行政などの制度を広い意味での資本と考えようとするものである。都市や農村も、さまざまな社会的共通資本からつくられているということもできる。

もっとも、この分類は必ずしも、網羅的ではなく、また排他的でもない。

社会的共通資本とは何かということ、わかりやすく説明したものにはすぎない。自然環境、社会基盤については説明の必要はないであろうが、制度資本の考え方は、必ずしも一般的ではない。制度資本は、社会的共通資本の機能、役割を考えると、重要な意味をもつ。教育、医療、金融を例にとって制度資本を考えてみると、教育は、一人ひとりの子どもたちが、それぞれもっている先天的、後天的能力、資質をできるだけ育て、伸ばし、個性ゆたかな一人の人間として成長することをたすけようとするものである。他方、医療は、病気や怪我によって、正常な機能を果たすことができなくなった人々に対して、医学的な知見にもとづいて診療を行うものである。また、金融制度は、一国ないしは世界全体の経済活動が効率的かつ公正に行われ、すべての市民が安定した生活を営むために不可欠な役割を演じている。

このように、社会的共通資本は、一人ひとりの人間的尊厳を守り、魂の自立を支え、市民の基本的権利を最大限に維持するために、欠くことができない役割を果たすものである。

第3節 社会的共通資本の管理・運営

社会的共通資本は、そこから生み出されるサービスが市民の基本的権利の充足にさいして、重要な役割を果たすものであって、社会にとってきわめて「大切なもの」である。このように「大切な資産」を預かって、その管理を委ねられるとき、それは、単なる委託行為を超えて、信託としての性格^{*10}をもつ。社会的共通資本の管理を委ねられた社会的組織は、あくまでも独立で、自立した立場に立って、専門的知見にもとづき、職業的規律にしたがって行動し、市民に対して直接的に管理責任を負うものでなければならない。なお、この社会的組織は、医師や教師といった、いわゆる「資格」を有するような職業的専門家集団に限らず、それぞれの社会的共通資本に対し幅広い

知識や経験を有する人々によるものなども考えられる。

社会的共通資本はいいかえれば、決して国家の統治機構の一部として官僚的に管理されたり、また利潤追求の対象として市場的な条件によって支配されてはならない。政府の役割は、さまざまな種類の社会的共通資本の管理、維持が信託の原則に忠実に行われているかどうかを監理し、それらの間の財政的バランスを保つことができるようにするものである。

社会的共通資本はたとえ、私有ないしは私的管理が認められているような希少資源から構成されていたとしても、社会全体にとって共通の財産として、社会的な基準にしたがって管理・運営される。たとえば、「土地」を例にとって考えてみる。土地は、国土を構成する重要な社会的共通資本である。土地は私有が認められているが、土地が社会全体にとって共通の財産であるために、その土地をどのように使うのかとなると、土地基本法^{*11}や都市計画法^{*12}などをはじめとする法律や、それぞれの地域に存在する独自のルールにより、一定の制約が生じることになる。換言すれば、土地の利用にあたって、所有者は完全に自由なのではなく、社会的な基準にしたがって利用し、管理しなければならないのである。

社会的共通資本はこのように、純粹な意味における私的な資本ないしは希少資源と対置されるが、その具体的な構成、すなわち、いかなるものを社会的共通資本と位置づけるかは、先験的あるいは理論的基準にしたがって決められるものではなく、あくまでも、それぞれの地域の自然、歴史、文化、社会、経済、技術などにかかわる諸要因に依存して、民主的なルールにしたがった政治的なプロセスを経て決められるものである。

第4節 コモンズの再評価

それでは、社会的共通資本をも含めた希少資源の最適な配分、持続可能な経済発展を実現するためには、社会的共通資本を実際に管理し、運営する主体として、どのような社会的制度ないし管理的組織を想定すればよいのだろうか。

この設問に対する回答は、個人でもないし、国家でもない。コモンズ (Commons) ^{*13} と呼ばれるものである。コモンズは、さまざまな形態をとるが、いずれも、ある特定の人々が集まって協働^{*14}的な作業として、地域の特性に応じて、持続可能なかたちで社会的共通資本を管理、維持するための仕組みである。

コモンズとはもともと、ある特定の人々の集団あるいはコミュニティにとって、その生活上あるいは生存のために重要な役割を果たす希少資源そのものか、あるいはそのような希少資源を生み出すような特定の場所を限定して、その利用に関して特定のルールを決めるような制度をさす。つまり、特定の場所が確定され、対象となる資源が限定され、さらにそれを利用する人々の集団ないしはコミュニティが確定され、その利用に関する規制が特定されているような制度に由来するのである。

自然環境をコモンズにより巧みに管理し、その機能を永続的に維持しようとする営みは、ある意味では人類の歴史とともに古いといってよい。対象となる自然環境あるいは自然資源の特性に応じて、また、そのときどきの技術や経済、法制的条件に順応して、固有な制度を形成し、固有のルールにしたがってコモンズは機能してきた。日本の歴史的体験に照らしてみても、さまざまな形態をもった経営・管理組織がつくられ、機能してきた。特に、森林、溜池灌漑、漁場に関する入会^{*15}の制度はその典型的なものである。たとえば、ある一つの村落が中心になって森林を管理し、一定のルールにしたがっ

て利用し、あるいは労力を提供して森林を持続可能なかたちで維持するものが森林に関する入会である。伝統的なコモンズ*¹⁶ は、地域ごとに、「結」、「講」、「小繫」、「衆」、「組」*¹⁷ など、さまざまな名称で呼ばれ、長い歴史的な過程を経て、進化・発展を遂げてきた。

しかし、産業革命を契機として、工業化を最も効率的に進展させるための組織、制度がきわめて早いペースで普及し、近代合理主義的な政治哲学にもとづく近代国家が形成される中で、伝統的なコモンズは、前近代的、非効率的なものとして排除されていった。この歴史的傾向は、二十世紀に入っつそう加速された。特に、第二次世界大戦後における経済発展の過程を通じて、農業の比重が大きく低下するとともに、世界の多くの国々で、伝統的なコモンズは消滅の一途を歩み続けていた。日本においても、明治以降近代的な法体系が整備されていく過程で、入会制のような、私的所有関係が明確でない制度は徐々に廃止されていったのである。

ところが、資本主義と社会主義という二つの経済体制の対立、相克が、世界の平和をおびやかす、自然環境の破壊と社会的、文化的環境の荒廃を引き起こすに至り、1980年代から現代にかけて、伝統的なコモンズが果たしてきた役割、すなわち希少資源を持続的、安定的に管理、維持していく機能が改めて評価されるようになってきた。今から十年ほど前には、コモンズの研究に関する国際的規模をもった学会がつくられた。そこでは、世界中に存在し、自然環境を持続的、安定的に管理、維持している社会的組織を総称してコモンズと呼ぶこととされ、以降、コモンズに関する詳しい研究が進められている。これは、コモンズが管理、維持する対象を、自然環境から社会的共通資本へと、より包括的な概念範疇のなかで考察し、社会の持続的な経済発展の可能性を模索しようとする動きへと展開し、社会科学、自然科学を通じて、一つの大きな流れになりつつある。

資本主義や社会主義は、一つの国あるいは社会の有する歴史的条件を軽視

し、その文化的、社会的特質を切り捨て、自然環境を犠牲にしてきた。歴史的な世紀転換期における現在、こうした資本主義や社会主義の行き詰まりを克服する必要がある。このとき、自然環境をはじめとする社会的共通資本の管理、維持にあたり、それぞれの置かれた社会、経済、法制などにかかわる諸条件について十分に配慮し、持続可能なかたちで管理、維持するための制度、組織として展開されてきたコモンズの考え方は、ゆたかな社会を実現するために基本的な役割を果たすものである。

二十一世紀において、社会的共通資本の持続的な利用と、そこから生み出されるサービスの最適な配分とを実現するために、最も適した社会の仕組みやその行動原則を模索するとき、「コモンズの考え方」を今日的な社会のあり方のなかで再構成することは重要な意味をもつのではないだろうか。

第3章 「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」

第1節 「歴史の峠」に立って

私たちは今、「歴史の峠」ともいうべき、総体としての社会構造が変化する大転換期を迎えている。一つの時代が終わり、全く違う次の時代の風景が見えてくる「峠」に私たちは立っているのである。それは、重化学工業を基盤にした国民国家^{*18}の時代が終わりを告げようとしており、これまでの社会を支えてきたシステムが変革を迫られていることを意味している。

工業社会が産み出した大量生産、大量消費を享受することにより、人間の基本的なニーズ、生存に不可欠なものを充足し、物質的な豊かさはある程度実現された。しかし、これからは物質的な豊かさに加えて、生活の質がともなった「ゆたかさ」が求められる。こうした真のゆたかさの求めに応じるには、もはや大量生産・大量消費を実現してきた工業社会では対応が困難になっている。また、生産性の向上により産み出された果実を、国家が中央集権的に所得再分配することによって福祉国家を目指してきたが、経済のグローバル化^{*19}により、国家による所得再分配というシステムが機能を果たせなくなりつつある。さらに工業社会は、自然を利用し、原材料として使用することによって、自然破壊を深刻化させてきている。

工業社会においては、欧米へのキャッチアップ^{*20}を目指し、道路をはじめとしたさまざまな社会基盤の整備が中央集権的に進められ、ナショナル・ミニマム^{*21}の効率的な達成が図られていった。それは教育や高齢者の福祉サービスなどでも同様であった。その結果、わたしたちは多くのものを手に入れると同時に、失った「大切なもの」も多かった。日本の地域社会は画一的で個性のないものとなった。それぞれの地域がもつすぐれた個性、「信州らしさ」ともいうべきものが軽んじられ、失われていき、地域の産業構造もまた均一化していった。そして経済のボーグレス化^{*22}に伴い工場が国外に

流出した後、地方の主な産業は公共事業だけが残るといった状況が発生している。憂慮すべきは、構造物や都市の景観といった外観や産業構造の均一化だけでなく、人々の生活様式や考え方まで同質化が進んだことである。それぞれの地域から多様な可能性が奪われ、さらには一人ひとりの生き方、人生に対する価値や喜びにまで画一化の影響がおよんでいるのではないかと危惧されるのである。

時を同じくして、工業社会が進展する過程で、家庭や地域の共同体で行われていた多くのことが行政にゆだねられてきた。そのことが行政の肥大化をもたらし、同時に、コミュニティ^{*23}や家族の崩壊すら招いている。

真のゆたかさを実現していくためには、画一から多様、集中から分散に移行し、ローカル・オブティマム^{*24}の実現が可能となる社会システムが必要なものとなっている。そして、グローバル化が進む時代にあっても、地域のすぐれた個性に着目し、地域を再生していくことが求められる。

私たちは今、社会的共通資本の利用、管理、維持を中央集権的かつ画一的に行うシステムが機能不全に陥りつつある「歴史の峠」に立っている。この「歴史の峠」にあっても、ゆたかな信州の実現をめざす新たな方策を求めるとき、「コモンズの考え方」に今日的な意義を見出し、「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」を提唱したい。

第2節 「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」

「歴史の峠」において、ゆたかな社会をめざすとき、その中心に置かれるべきは、「市民一人ひとり」であり、市民が暮らす「地域」であり、信頼と協力の絆^{*25}で結ばれた「コモンズ」である。

「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」にあたって、ここでは「コモンズ」は次のように表現できる。「コモンズ」とは、ゆたかな社会に必要な

な「大切なもの」を、自らの思いをもとに生み出し、育み、あるいはその機能が十分に生かせるように管理、維持し、それぞれの地域的、文化的環境に
応じて、市民の生活に最も適したかたちにするための協働の仕組みである。
ここで「コモンズ」というとき、伝統的なコモンズの考え方を出発点としな
がらも、さらにひろがりのある開かれたものをさす。ともすれば伝統的なコ
モンズから連想される閉鎖的、因習的なものではなく、単に過去に戻るもの
でもない。同じ目的を共有する人々が、既成の組織や地域の枠をも超えて協
働することができる未来志向の「開かれたコモンズ」といえる。「開かれた
コモンズ」においては、信頼と協力の絆が重要な要素となり、社会的なリス
クやコストを低減させることにつながっていく。

「コモンズ」が管理、維持し、または創り出していく「大切なもの」とは、
まさに社会的共通資本であり、さらに生活様式ともいうべき広い意味での地
域の文化、歴史、伝統的な叡智や技術などをいう。「信州らしさ」といつて
もよい。それはまさしく、中央政府によって決められるものではなく、官僚
的基準によって定義されるものでもない。ゆたかな社会をつくるために、市
民一人ひとりが自らの判断において「大切にすべき」と考えるものである。

「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」とは、これまで、ややもす
れば軽んじられ、損なわれてきた地域の「大切なもの」を、市民一人ひとり
が自らの手に取り戻し、守り育てていくことを通じて、ゆたかな社会を未来
に向かって創り出していこうとする運動である。それは政策の流れにおいて
は、中央から地域への流れを大きく転換し、一人ひとりの相貌^{かお}が見え、体温
が感じられる地域から社会の再生をはかることである。また、信頼で結ばれ
た自律的に行動する市民一人ひとりの活動により、協力社会を創造してい
くことといってもよい。そしてそれは、人間性を回復させ、美しい自然を取り
戻し、信州にすぐれた文化を育み、新たな経済の発展を起こしていくこと
につながるものである。

かつて私たちの前には、経済成長や、欧米へのキャッチアップといっためざすべきものが明らかに示されてきた。そしてそれを所与のものとして受け止め、物質的な豊かさを手に入れてきた。しかし、「歴史の峠」に立つ私たちは、一人ひとりが「大切なもの」を定義していく必要がある。その意味で、私たち自身の意識を解き放つことがルネッサンスの重要な要素であり、「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」とは、私たちの意識を大きく変えていく必要性をも含意している。

したがって、先に「コモンズ」を表現したが、厳密に定義することは必ずしも必要ではない。すなわち、市民一人ひとりにとって、「コモンズ」が具体的に何を意味するのかが、あらかじめ与えられるのではなく、「これもコモンズだ」と人々が運動に参加し、自分たちにとっての「コモンズ」とは何かを見つけ出していくことから、「ルネッサンス」が「はじまる」のである。

たとえば「スローフード*²⁶」というキーワードが、単なるファーストフードに対抗するための言葉から、生活の質を高めるライフスタイルへと転換する運動に発展し、世界へとひろがっていったように、「コモンズ」もまた、市民一人ひとりがそれぞれに意味づけを加えながら、自らの未来を、自らの地域を創っていく「信州のルネッサンス」を支える言葉となり、大きな改革のうねりを呼び起こしていくことを期待するものである。

第3節 行政の役割

このように、市民一人ひとりの思いと意欲的な活動を出発点としたときに、行政の役割はどのように位置づけられるのだろうか。

社会的共通資本の経営、運用にかんして現実にもっとも密接なかかわりをもつのは、抽象的な「政府」といったものではなく身近にある「自治体」であるといってよい。「自治体」は、基礎自治体*²⁷として、もしくは広域自治

体^{*28}としての役割に応じて、地域的、財政的コーディネーションを通じて、最適なかたちでの社会的共通資本のネットワークを形成し、その管理、維持がなされるように計画するが、そのとき広域自治体は、包括する基礎自治体の社会的共通資本の整備について、調整的な役割を果たすことが特に期待される。もちろん、社会的共通資本のなかには、中央政府^{*29}が直接関与することが必要となる場合も少なくないが、その大部分は直接市民の生活にかかわるか、あるいは企業の経済活動と密接な関連をもつ。「コモンズ」の考え方を中心に据えたとき、社会的共通資本の構成要素を総合的に計画し、その管理、維持が社会的な観点からもっとも望ましいかたちで行われるようにすることは、「自治体」の本来的な責務に属するものであるといえよう。

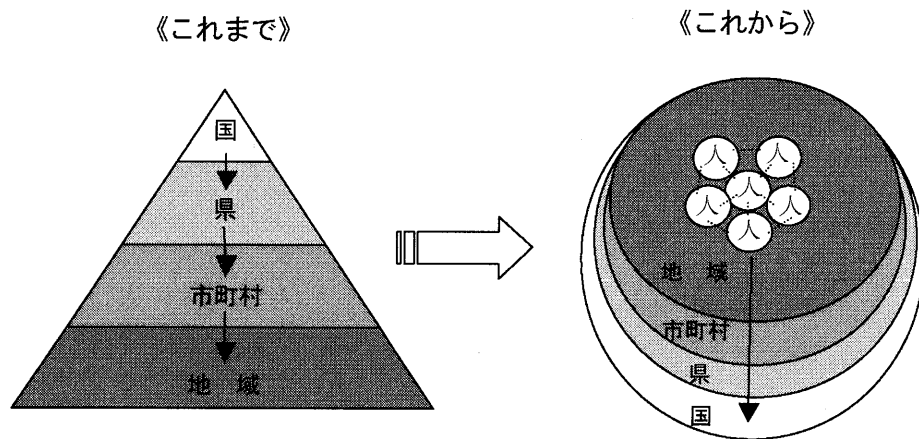
これは、個人や家族で解決できないことは地域が、地域で解決できないことは基礎自治体が、基礎自治体で解決できないことは中間レベルの自治体が解決し、そこでも解決できないことを国が解決していくというヨーロッパ地方自治憲章^{*30}で規定している「補完性の原理^{*31}」の考え方に通じるものもいえる。

「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」を通じて実現をめざすゆたかな社会とは、誰もが自分たちの可能性や個性を生かして未来へ挑戦し、自分たちなりのしあわせの基準を見つけ出せる社会である。地域のもつ潜在能力や多様性が価値あるものとされ、自らの手で明るい将来を創造できる社会である。

そして、こうした人々や地域の挑戦を支えていくのが、信頼と協力で結ばれた「コモンズ」の仕組みであり、人々や地域と協働して制度や政策における諸条件を整備し、セーフティネット^{*32}を提供する行政である。

「歴史の峠」の先にある、ゆたかで希望に満ちあふれた社会にたどりつくため、「コモンズからはじまるルネッサンス」を支援するのが行政の役割といえる。

概念図（政策の流れ）



第4章 理想的な社会的共通資本をめざして

ゆたかな社会が満たすべき基本的諸条件については、すでに第1章第1節で述べたところである。この基本的諸条件を構成する自然環境、農村、教育、医療などという中心的な社会的共通資本、すなわち、地域の「大切なもの」を、「理想的なかたち」で管理、維持し、持続的な発展が可能になるためには、どのような視点が重要なのか、もしくは、どのような制度的前提条件が満たされなければならないかについて、断片的ではあるが考えてみたい。

第1節 自然環境

先に述べたように、信州は、日本の背骨に位置し、峻険な山々に囲まれ、ゆたかな森林をもち、数多くの清冽な溪流、河川、湖沼に恵まれた、日本全国で、あるいは世界中でも有数の美しい自然をもつ。自然環境は過去の世代から継承した貴重な遺産であり、できるだけすぐれたかたちで将来の世代に引き渡すことが義務づけられている。見方をかえれば、自然環境は、将来の世代の貴重な財産であり、現在の世代はその管理を信託されているといつてよい。

自然環境は何よりも人間が生存し、生活を営むために欠くことのできない役割を果たす。身近な自然環境をどのように管理し、利用していくかのシステムが、典型的な伝統的コモンズである。しかし、特に高度成長期以降、日本中のいたるところで森林は切り裂かれ、湖沼、河川の自然環境は、堤防、ダム、道路の建設によって損なわれ、水は汚れ、魚にとっては適さない生存環境になってしまった。また、かつて日本の農林水産業はすぐれて環境保全的で、持続可能なかたちで営まれていたが、高度経済成長期のわずかな期間に環境破壊的なものとなり、生産性自体の趨勢的低下をもたらしつつある。

一方、ここ30年ほどの間に環境問題の性格が大きく変化し、環境破壊に

よってもたらされる経済、社会、文化に対する影響についても、その様相が著しく異なるものとなってきた。1960年代から1970年代初めにかけては、環境問題の焦点は、急速な工業化と都市化にともなってもたらされた自然環境及び人間の健康の直接的被害であった。加えて、昨今、世界的関心を集めているのは、地球温暖化、熱帯雨林の消滅、それにともなう生物種の多様性の喪失、あるいは砂漠化の進行など、いわゆる地球環境問題である。

地球温暖化、生物種の多様性の喪失などの地球環境問題は、その影響する範囲が、地域的にも、社会的にも広範で、しかも、その被害者は主として将来の世代である場合が多い。また、人間の行動と自然環境との間に存在する複雑な因果関係に関する科学的知見の蓄積は必ずしも充分でなく、その対応策を策定することも、また、そのための社会的合意を形成することも必ずしも容易ではない。私たちが日常において、人間的でゆたかな、そして安全な暮らしを営むためにも、また、私たちの後に続く世代のためにも、身近な自然環境とともに持続可能な経済発展を可能にする地球環境の保全、利用、管理を進めなければならない。

第2節 農村

農の営みというとき、それは経済、あるいは産業の範疇としての農業を遙かに超えて、すぐれて人間的、社会的、自然的な意味をもつ。農の営みは、自然環境をはじめとする多様な社会的共通資本を持続的に維持しながら、人類が生存するために最も大切な食料を生産し、農村という社会的な場を中心として、自然と人間との調和した関わり方を可能にし、文化の基礎をつくり出してきた。このような意味で、農村自体も一つの重要な社会的共通資本の構成要因であるといってもよい。これまでの日本の農政は、もっぱら、農家の経営規模を大きくし、労働生産性を高めることによって、日本の農業を、

工業部門と比較して劣らないものとし、他の国々の農業とも競争しうる効率的なものにすることに焦点がおかれてきた。このことは、長い間、日本農業のあり方を規定してきた農業基本法^{*33}に最も端的に表現されている。

1961年に制定された農業基本法を中心は、自立経営農家という概念を導入するものである。自立経営農家という概念は、工業部門の工場と同じような生産性をもって、そこに従事する人たちが工業部門で働く人たちと同じような収入が得られるという状況をつくろうという目的をもってつくられていた。農業基本法はまた、農地所有に関して厳しい限定的な条件をもうけ、農業を営む経済的主体を原則として個々の自営農家に限定した。しかも、農民たちが集まって協力的な営みを行うことに対して禁止に近いような制約条件をもうけ、その上、農民の生産物を販売する自由も大幅に限定した。しかし、このような政策には自ら限界があることが明確になりつつあり、農業における経営形態のあり方、農村における社会的、文化的諸条件をどのように改変したらよいかについて大きな潮流が形成されつつある。

1 農の営みとコモンズの思想

農業部門における生産活動に関して、独立した生産、経営単位としてとらえられるべきものは、一戸一戸の農家ではなく、一つ一つのコモンズとしての農村でなければならない。コモンズとしての農村とは、生産、加工、販売、研究開発など広い意味における農業活動を統合し、計画的に実行する一つの社会的組織をいう。なお、ここで農業というとき、林業、農産物加工業、水産業などを含めた広い意味で使っている。このような意味におけるコモンズとしての農村を、農業部門における主体的単位ないしは組織と考えるとき、工業部門における一つの工場ないしは企業と対等な立場に立って市場経済的な競争を行うことが可能となる。

農の営みはもともと、太陽エネルギーと二酸化炭素という無限に存在する

資源を使って、食料をつくってきたわけである。しかし、農の営みが、農業として、それに従事する人々の生計を支えていくためには、農機具、農薬などという工業製品を使い、電力、ガソリンなどを大量に使っている。自然環境を破壊することなく、また、二酸化炭素の放出量をできるだけ抑えて農業を行い、しかも農民がゆたかな生活を送ることが果たして可能であろうか。この問題が今、日本の農業が直面している重要な課題である。

コモンズの考え方は、農の営みを持続的に行い、農村を美しく、一人ひとりの農民がゆたかな生活を営むためにはどのような制度的条件が必要になるかという問題意識に答えようとするものである。そのような試みの一つが、いわゆる農社^{*34}構想であった。

2 生活の場としての農村

1999年、新しい食料・農業・農村基本法^{*35}が施行された。そこでは、農村を「地域住民の生活の場として農業が営まれている」と規定し、農村を「生活の場」と位置づけている。農村を「農業生産の場」とした旧基本法からは大きな方向転換である。

農村を生活の場としていくには農村地域の主体的取り組みが欠かせない。また、都市と農村が一体となった都市計画や農村の生活空間づくりも必要になってくる。都市住民の農業・農村への関心の高まりは近年ますます高まっており、関心の対象も自然環境の保全、安全・安心な食品の生産、化石燃料に代わるバイオマス^{*36}、癒しを求める「農のある暮らし」などにひろがっている。かつて農村の生活の重要な位置を占めた里山も、都市住民にとって魅力的な空間たりうる。情報技術革命は、農村と都市の住民とをインターネットを通じてダイレクトに結びつけた。都市住民のニーズを受け止めるためにも、農村にも個性が求められるようになった。農業に限らず地域の商工業、歴史や文化など、そこに暮らす人々が誇れるもの、生活をゆたかにしてくれ

るものを再発見し、まとめて情報発信する必要性も生じている。

いずれにせよ、農村地域を生活の場として活性化していくことは、外部から与えられるものではない。地域住民の「内発的な動き」が大前提である。地域のリーダーがいない農村や自治機能を失いつつある農村においては、地域住民の内発性を呼び起こすため、行政職員やコンサルタント、大学などの呼び水が必要だろうが、その後は住民が主体的に取り組まない限り、新しい仕組みは生まれてこない。その内発的な仕組みが成立していくための支援を行っていくのが行政の役割である。

住民の内発性を引き出すさい、重要なのは「地域資源の発掘・利用」である。地域資源とは、地形や気候などの自然条件、農地や森林、河川、農村景観、生態系などをさす。「地域探検隊」を組織し、今まで気づかなかった地域資源を発掘し、その利用方法、農村景観の保全など地域環境の保全を住民で話し合う運動を展開する地域も増えている。

第3節 都市

都市は、社会基盤、制度資本など、さまざまな社会的共通資本の集合体であるが、都市自体もまた一つの社会的共通資本とみなされる。都市を社会的共通資本として考えようとするとき、それは、日本の都市行政、都市関係の法規の想定しているような、土地という面の上に各種の構造物が立ち並ぶ三次元空間としてとらえるべきものではない。都市は、人々が生活を営み、さまざまな文化的、人間的活動が展開される場であって、社会的共通資本としての都市という次元に投影させて、分析を展開することができる。

日本の都市計画法は、「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すること」を都市計画の基本理念として掲げ、それを線・色・数値にもとづく都市計画として具現化しようとする。しかし、このような線・色・数

値による都市計画は、都市環境を改善するよりは、むしろ悪化させてきたともいえる。日本の都市は、中央政府主導の都市計画のもとで、土地と建物と通過路としての街路とイベントから成る都市「擬似都市」になりつつある。真の都市は、人々が生活を営むなかで、時間の経過とともに徐々に形成されるものであって、決して、都市計画や都市再開発計画にもとづいて一気に作りあげられた土地と建物と通路から成り立つものではない。都市に対して、都市計画のブループリント^{*37}による一方的な押し付けをしないで、都市のもつ自然の成長力を生かしながら、都市を形成すべきだという考え方が、都市の形成にさいして最も大切である。

このような視点に立つとき、日本における都市の形成が、いかに人々の生活を営むうえで好ましくない状況にあるかということが明らかになるであろう。日本の都市計画が外部空間を都市の主役と考えるように、建物、道路が都市の中核をつくり、都市づくりが中央政府主導のもとで行われ、地方政府もまた、地域住民の意向を汲み上げる機関ではなく、中央政府の都市計画を委任された下部機関として機能してきた側面を有する。良質な都市の外部空間を形成するための普遍的な都市の原理は存在しない。あらかじめつくられた、ブループリントに合わせて都市が形成されるのではなく、部分から全体へとプロセスをふみながら、個別から一般へと帰納^{*38}的な思考にもとづいてつくられることが理想である。

1 望ましい都市とは

都市は高度経済成長を契機として大きな変貌を遂げた。この時期に日本の都市は大いに改善され、ゆたかになってきたと考える人は多いであろう。土木学的、物質的な観点からみると確かに日本の都市は良くなってきた。しかし、都市の本来的な機能という面からみて、果たしてその物理的、土木工学的な外見が示すほど良くなってきたのであろうか。さらに一歩進んで、文化

や社会、あるいは人間的な側面に目を向けるとき、必ずしも良くなったとはいえない。逆に人間が暮らしにくく、自然環境の悪化が目立っている。

ジェーン・ジェイコブス^{*39}は『アメリカの大都市の死と生』の中で、住みやすく人間的な魅力を備えた都市に共通した特徴を四つ取り出している。第一の原則は、都市の街路は必ずせまくて、折れ曲がっていて、一ブロックの長さが短い方が望ましいというものである。自動車の通行を中心とした、幾何学的な道路が縦横に張りめぐらされたものではなく、人々の生活の必要から自然発生的に形成された街路が望ましいことが強調されている。第二の原則は、都市の各地区には、古い建物ができるだけ多く残っているのが望ましいというものである。「新しいアイデアは古い建物から生まれるが、新しい建物から新しいアイデアは生まれない」というのはジェイコブスの有名な言葉である。第三の原則は、都市の多様性に関するものである。都市の各地区は必ず二つあるいはそれ以上の働きをするようになっていなければならないというものである。これは商業地区、住宅地区、文教地区などのゾーニング^{*40}を否定するものである。アメリカの都市では、ゾーニングして一つの機能しか果たさない地区ができると、夜や週末には、まったく人通りがなくなってしまう、非常に危険なものとなってしまふということを根拠としている。第四の原則は、都市の各地区の人口密度が充分高くなるように計画したほうが望ましいということである。もっとも、この原則は、人口密度が低くて困っているアメリカの多くの都市についてあてはまることで、過密に苦しんでいる日本の都市の場合、必ずしもそのまま適用できないかもしれない。

ジェイコブスの都市は、地球温暖化の問題に対応するという点からも、非常に望ましいものとなっている。自動車の利用をできるだけ少なくして、エネルギー多消費型の高層建築ではなく、自然と風土にうまく合ったような建物、施設が中心となるからである。

望ましい都市においては、生活空間における安全性の確保も重要である。

そのさい災害や交通の危険、あるいは犯罪に対するセキュリティーは、施設や設備などハード面からの整備のみによって、また、行政の施策のみによってもたらされるものでもないといえる。特に高齢者、子供といった災害時における弱者に対する対策が重要な課題となってきた。さまざまな危険や災害を完全に防ぐことができないという前提に立ち、危険が存在するという認識を市民一人ひとりが共有し、地域に暮らす人々が中心となった取り組みにより、安全がかたちづくられていく必要があるのではないだろうか。

2 「コモンズ」から創る美しいまち

信州は、周囲の自然や農村景観と一体となったまちが成立している。また、善光寺や松本城、あるいは木曾の奈良井宿に代表されるような歴史的なまちなみが残されている。さらに小布施町のように新たなまちなみづくりに取り組んでいるところもある。しかし、一方で自動車中心の都市計画が人間的なまちを破壊し、人が片隅に追いやられ、経済的な効率や市場原理が美しいまちの風景を損なっているところも多い。かつて近代化の象徴であった電線や電柱に囲まれ、看板が乱立し、コンクリートで固められた殺風景なまちなみは、人々の心に真のやすらぎを与えてはくれない。格調高い建造物が立ち並び、立派な大通りがのびていれば、住む人にとって快適なまちであり、来訪者にとっては魅力的なまちであるかというところでもない。黄昏時にそこに暮らす人たちや旅行者が、通りや公園を散策し、穏やかな会話が交わされる光景は、まちの生活のゆたかさを感じさせる。人間的な魅力を備えたまちは、まず何よりも歩くということを前提につくられることが大切である。

ヨーロッパで起こっている都市のルネッサンスの原点にある「都市を人の手に取り戻す」思想を共有した上で、それぞれの地域に暮らす人たちが、自分の住むまちの自然環境、歴史的な価値を大切にし、一方、抱える問題を直視し、まちの新しいシナリオを描き出してみることが大切である。そして行

政は、一緒にシナリオを描き、その実現のための制度的な条件を整えていく必要がある。

ヨーロッパにおいては、土地の利用の自由、すなわち、建築の自由の思想は終焉を迎え、「計画なければ開発なし」の原則が既に確立している。土地の所有権にもとづく利用の自由は、義務を伴う権利として、むしろ計画の枠内での自由として捉えられるに至っている。こうした原則にのっとり、誰もが美しいと感じるまちづくりが進められている。

しかし日本では、社会的共通資本である土地に対し、絶対的土地所有権の思想の下に、利潤追求が建築技術と結びつき、無制限ともいべき土地の利用が行われ、無秩序な開発により「美」の破壊が進んできた。これを抑制し、防止するためには、資本主義あるいは社会主義といった伝統的な枠組みを超えた土地利用のあり方を探っていくべきであろう。そのひとつのあり方が、市民的な規制、つまりは、「コモンズ」による土地の管理である。「美」を守り、さらに創り育てていくためには、一人ひとりの市民がその暮らす地域において「美」に関する共通の認識をもち、こうした認識にもとづくルールを共有するという、まさに「コモンズ」によるまちづくり^{*41}という視点を大切にすべきではないだろうか。そのためには、市民が生き、そしてやすらかに人生を終える場所として、美しいまちを創り、美しいまちに暮らしたいという思いが権利として確立されていることが望ましい。

信州を見つめなおしてみるならば、高野辰之^{*42}が唱歌「故郷」に謳ったゆたかな自然があり、そのゆたかな自然に育まれた地の恵みがあり、そば畑を埋め尽くす白い花などそこに暮らす人々の生活と結びついた地域独特の美しさがあり、おやきや野沢菜など地域住民により受け継がれてきた地場産品がある。そして何よりも、そこに暮らす人々の営みに輝きがある。このような地域の「大切なもの」に光を当て、そうした地域の資産を守り、生かしていこうとする地域住民の思いを基点としてまちづくりは行われるべきで

ある。こうした思いを地域の共通認識とし、「コモンズ」による取り組みへと繋げていくことにより、「信州らしさ」はより輝かしい地域の集まりへと信州を導いていくものである。

「観光」には、本来「光を見て新たな悟りをひらく」という意味がある。訪れる人にとって新たな発見や感動を呼び起こすような美しい自然やすぐれたまちなみを有する信州は、本来の意味での「観光」に最も相応しい地域といえる。こうした意味での「観光」の考え方によれば、そこに暮らす人々にとって美しく住みよいまちをつくるということは、訪れる人にとっても魅力的なまちになるということである。美しいまちづくり、そしてまちづくりを通じた新たな「コモンズ」の創出は、人々のつながりを再構築し、地域住民の郷土への愛着心を育むと同時に、交流人口を増加させ地域の活力を生み出すことへもつながる。

第4節 産業

重化学工業を基軸とする大量生産・大量消費を実現した産業構造は明らかに行き詰まっている。加えて、グローバル化に伴い1990年代に入ってから、企業が工場立地を日本から東アジア諸国に急速に移転したことにより、地域社会は激しく動揺している。グローバル化が、情報通信手段の飛躍的な発展、IT（情報技術）の著しい発展に支えられていることからすると、二十一世紀においては、重化学工業を基軸とする産業構造から、情報産業あるいは知識産業を基軸とする産業構造へ転換していくと考えられる。

新しい産業構造を創出するためには、そのための生産の前提条件として、社会基盤をつくり替える必要がある。これまでの産業構造を支えてきたものは、「輸送」手段を中心とした全国的な道路、鉄道、港湾、空港網であり、電力、ガスといった「エネルギー」手段である。二十一世紀における新しい

産業構造が情報産業あるいは知識産業を基軸とするものであるとすれば、生産の前提条件としての社会基盤は、「通信」手段が中心となるはずである。しかし、それは、電子的ハイウェイ*⁴³ などのようなハードウェア*⁴⁴ のみを意味するわけではない。情報産業や知識産業では、ハードウェアよりもソフトウェア*⁴⁵ が、さらにはソフトウェアを担うヒューマンウェア*⁴⁶ が重要となるからである。つまり、生産の前提条件は、人材を育成する教育であり、人材を集積させるための快適な生活空間である。教育に関しては、無償の学校教育はもとより、高等教育、職業訓練、再教育という高次の教育が要求される。また、快適な生活空間の確保のためには、環境政策も重要である。

新しい時代の新しい産業を創出するためには、さらに、生産の主体が人間の生活に密着しなければならない。そのために、人間の生活に密着し、新しい欲求を把握する必要がある、そこには、地域密着型の新産業が創出される。人間の生活から遠いところで戦略を企画してみても、多様な需要に対応するための多品種少量生産への要求に応えることは困難である。地域社会に根ざした企業が中心になって、地方政府、大学をはじめとする高等教育機関や研究機関と協力のネットワークを形成することで、新しい産業の創出に結びつく可能性は高い。たとえば、昭和の初期から中期にかけて、稲作の早期栽培を可能とし、冷害の防止に大きく貢献した保温折衷苗代*⁴⁷ は、高冷地の軽井沢で冷害に苦しむ稲作農家である荻原豊次と県の試験場で研究に従事していた岡村勝政の研究によって生まれたものであった。地域の風土に合った方法を基礎とした上で、新しい時代にあった技術が生み出されていったのである。

目先の利益にとらわれて、地域の生活とつながりのない工場を誘致しても、さらにコストの低いところに移転してしまえば地域の活力につながらない。ほかの地域で成功したことを単にもちこむのではなく、地域に伝えられてきた技術や叡智をていねいに掘りおこし、現代社会に適応するように再構成す

るなど、地域に密着した方法に切りかえる。その地域にあることが必然であるという前提があつて、地域において持続可能な産業がおこり、地域文化が再生されると考えるべきである。地域に暮らす人々が、社会的貢献に相応しい所得を得て、安定した家庭を営むための雇用を生み出すという意味において、産業もまた、社会的共通資本に位置づけることが可能である。

情報・知識産業の時代といえども、「ものづくり」がなくなるわけではない。これまでの人間を労働手段に従属化させることで生産性を高めてきた方法から脱却し、人間の知的能力が決定的な要素となる「ものづくり」がはじまるにすぎない。地域社会に蓄積されている人的能力を軽視し、賃金コストを低めて移転してしまう企業ではなく、それぞれの人間の能力を最大限に引き出した企業が明日を担っていくのである。地域に密着した産業であれば、グローバル化の影響を受けることなく地域社会に残る。なぜなら、地域社会での生活に関連する要素が多ければ多いほど、生活に必要なものとして地域産業は残らざるをえないからである。また、情報・知識産業は、その担い手となる人材を必要とする。結果として、新しい産業構造としての情報・知識産業が地域に発展していくこととなる。

情報・知識産業は、それを支える人の基盤がなければ誕生しない。情報・知識産業が地域に密着すればするほど、地域社会における人材の育成が重要となってくる。学校教育と社会人の再教育が、情報・知識産業を創り出すと同時に、情報・知識産業の時代において、人々がゆたかな生活を送るうえで重要なものとなってくる。そのさい、教育の制度や内容に関する決定権を地域がもつ必要性が高くなる。

第5節 教育

日本における混乱と混迷を象徴するのは、学校教育の分野である。いじめ

に象徴される心身ともに荒みきった子どもたち、荒れ果てた教室と多数の子どもたちの不登校、子どもたちを巻き込んだ犯罪の頻発をはじめとして、日本の学校教育がいかに歪んだものになっているかをあらわす事件が毎日のようにテレビや新聞紙上に報道されている。しかし、これらの事件は病める日本の学校教育の表層的な症候を示すものにすぎない。日本の学校教育を、その深層に立ち入って眺めるとき、より深刻な様相を呈していることに気づかざるをえない。日本の学校教育現場の荒廃は結局、教育制度という私たちにとって最も大事な社会的共通資本を、官僚的に管理したり、あるいは市場的基準を無批判に適用して競争原理を導入するなど、粗末に取り扱ってきた結果として起こってきたものである。

1 教育とは何か

教育とは、一人ひとりの子どもがもっている多様な先天的、後天的資質をできるだけ生かし、その能力をできるだけ伸ばし、発展させ、立派な一人の大人になって、個人的にも、社会的にも、幸福な、そして実り多い人生をおくることができるように成長することを助けるものである。

社会的共通資本としての学校制度のあり方について、その基本的な考え方を示したのがジョン・デューイ^{*48}である。ジョン・デューイは、学校教育制度が果たす機能を三つの原則として提示している。

第一の原則は、社会的統合に関するものである。一人ひとりの子どもが、各自の育った狭い家庭や地域における環境を超えて、多様な文化や民族、あるいは社会的背景をもった子どもたちと一緒に学び、遊ぶことを通じて、お互いに人間的共感をもち、社会的存在としての意識を育てるという機能である。

第二の原則は、子どもたちの知的、精神的、道徳的な発達をうながすというものである。一人ひとりの子どもは、それぞれ異なった身体や知的能力、

道徳的、芸術的能力をもっていて、これらの潜在能力を十分に発達させるといふ機能である。

第三の原則は、平等に関わるものである。すべての子どもたちが、生まれ育った家庭の経済、社会、地域上の条件にかかわらず、地域的、社会的集団の枠を超えて、最善の学校教育を受けることができるようにすべきであるというものである。

1947年に制定された教育基本法^{*49}は、ジョン・デューイが掲げたリベラリズムの理念にもとづく学校教育を、法律の条文として表現したものだといってもよい。しかし、実際に新しい学校教育制度を実行に移した中央政府によって、次から次へとデューイのリベラルな哲学的な考え方に立った教育基本法の精神を逸脱して、国家的視点^{*50}が強調されるようになっていく。こうした学校教育の国家による管理は、1950年代の半ば頃から始まった高度経済成長の進展とともにいっそう強化され、それにともなって、学校教育の現場の荒廃はますます広範かつ深刻になってきた。

このように、半世紀以上にわたって日本の教育を支配してきた、見方によれば戦前よりも抑圧的な学校教育制度がもたらした弊害はあまりにも大きく、教育の現場だけでなく、人々の精神構造にもダメージを与えてきたと考えられる。

2 リベラルな学校教育を求めて

社会的共通資本としての教育を実現するとき、リベラルな学校教育制度が必要であり、あわせて、学校が教師と子どもたちがリベラルに過ごす空間であることが大切である。しかし、リベラルな学校教育を実現するのは困難をともない、決して短時間でできるものではない。ここでは、ユートピア的な学校教育はどのような特徴をもたなければならないか、教師と子どもたちの関係はどうあるべきかを中心に考えてみたい。

中学、高校の六年間は、子どもたちの知性や情操、身体の成長過程で、きわめて重要な、時としては決定的な意味をもつ。一人ひとりの子どもたちが、そのもっているインネイト^{*51}な性向を十分に生かし、発展させ、それぞれのもっている多様な夢、アスピレーション^{*52}ができる限り満たされるような学校をつくらなければならない。そのためには、教師が子どもたち一人ひとりをよく知ることができるような環境が必要となってくる。このような観点から、たとえば中高一貫の学校^{*53}とし、全寮制をとるといった方法が考えられる。実行に移すに当たっては選択的、実験的に試みる程度から始めるのがよいと思われる。

専門教育については、4年制の大学をリベラルアーツ^{*54}の大学として位置づけ、その上の学校で行うことが望ましい。法学、経済学、医学、理学、工学、文学、農学などのそれぞれの専門学校において専門教育を行う。そのさい、この専門学校のカテゴリーに技術、技能についての職業的専門学校の制度を追加したい。大工、塗師、木地師など多くの伝統的技術、技能があるが、これらの職業的専門家の教育養成を中心とするもので、学生の年齢的区分ではおそらく高等学校のレベルに相当すると思うが、社会的には大学院レベルの専門学校としての位置づけが望ましいと考えられる。

学校教育の現状をみるに、教師の職業規範と誇りを取り戻すことが緊急の課題である。現状の教育制度においては、教師自らが「したい」と思う教育を行うことは容易ではない。官僚的な支配のもとで、きわめて中央集権的なかたちで教育内容の決定が行われているからである。いわば「させられる」教育である。教師に対する徹底的な管理は、教師の心を壊し、思考を途絶させることとなる。それゆえ教師は、何を教えるかを抜きにして、単に教えることのプロになろうとすることで、精神的防衛をはかろうとする傾向すらみられる。

教育の質を高めるためには、教師の志を大切にし、教師を信じ、教師を支

えることが必要である。もちろん、このことは、教師が、それぞれの専門分野について常に最も新しい知見をもち、教師としての職業的な倫理を貫くことが前提条件である。教師の意欲と判断力を尊重し、教師が自由に、生き生きと行動することによって、子どもたちとの人間関係をゆたかにすることができる。そのことによって、子どもたち一人ひとりの発達をうながすことにもつながる。教師のあるべき姿は、子どもたちと向き合うことによって子どもたちの可能性を信じ、その可能性に驚き、その資質と能力をできるだけ伸ばし、発展させていくことである。子どもたちは、こうした教師により自分が変わることができることを知り、自信をもてるようになる。子どもたちが教育を通じて自分の可能性を引き出してくれた社会に対して、自分から貢献したいと思えるようになるのである。教師が自らの言葉で自らの人間観、社会観にもとづいて子どもたちに語りかけるとき、子どもたちは対話のなかから、この社会へ参加する喜びを感じる。誇りをもって生き生きと行動する教師こそが、社会的共通資本としての教育に最も重要な要素の一つであることを再認識することが必要である。

第6節 医療

つい最近までは、医学校を卒業して、医師としての道を歩み出そうとするとき、ヒポクラテス^{*55}の誓い、すなわち、患者のためにすべてを捧げることが誓う義務が課せられていた。現在では、このような形式的な儀式は必ずしも一般的ではなくなったが、各人がそれぞれ、ヒポクラテスの誓いの精神を自らの心に深く刻み込んで、医師としての職業を全うすることを誓うのは、洋の東西を問わず、職業としての医師を志すときに最も重要なこととされている。

しかし現実には医師が医療行為を行おうというとき、ある医療機関に属して、

さまざまな医療機器、医療品を使い、看護師、検査技師をはじめとするコメディカル・スタッフ^{*56}の助けを借りなければならない。医療施設を管理、維持するために必要な人的費用、光熱水料などの維持費、さらには医療施設の建設、医療機器の購入にともなう資本的経費を必要とする。また医師自らの医学的知見を常に最新なものとし、新しい医療技術を習得するためにも多くの時間、労力、費用を必要とする。そして医師もまた一人の人間である。家庭をもち、子どもを育て、自らの人間的資質の再生産、さらには老後の生活の準備をしなければならない。このような諸々の費用を考慮に入れた上で、それぞれの医療機関の経営的なバランスが維持されなければならない。このとき、ヒポクラテスの誓いに忠実に医療を行ったとき、医療機関の経営の安定、あるいは個々の医師やコメディカル・スタッフの生活の安定を維持することができるであろうか。医学的最適性と経済的最適性とは両立可能であろうか。この設問に答えるのが、社会的共通資本としての医療の考え方である。

これまで説明したとおり、社会的共通資本はどのような所有形態をとろうと、その管理、運営は決して官僚的基準によって大きく左右されてはならない。それぞれの社会的共通資本にかかわる職業的専門家集団によって、専門的知見と職業的倫理観にもとづいて管理、運営されなければならない。個々の社会的共通資本、特に医療と教育についてみると、大きな経常的、資本的赤字が発生するのが一般的であって、それは原則として、基本的には税金によって補填されるべきで、補足的に社会保険制度などを通じて処理される。

ひるがえって、現行の日本の医療制度を考えてみたとき、はたして社会的共通資本としての医療という観点から望ましい制度であろうか。需要面からみると社会保険制度がある程度、社会的共通資本としての医療の理念を具現化したものであったが、近年、もっぱら財政的な動機にもとづく制度改正が行われて、その理念的な側面が大幅に崩れつつある。供給面からみると、よい医療を供給しようとする、その病院は経営的にきわめて困難となる。

その主な原因は診療報酬制度^{*57}にある。医師、看護師などの技術料が極端に低く抑えられている反面、医療品、検査機器が異常に高価に設定されていて、過剰ないし無駄な投薬、検査が一般化し、その結果として医療の実質的内容を大きく歪め、医師の職業的倫理の維持、専門的能力の発展に大きな障害となっている。

日本の医療制度の改革が、現在最も緊急度の高い政治課題であることは国民の多くが共通してもっている認識である。しかし、それは診療報酬点数表の改正、健康保険制度の手直しなどの弥縫策によっては解決できない。より抜本的な解決の道が求められている。医師が医学的見地から最適と考える診療行為を行ったとき、各医療機関が経営的に可能になるようなものにしなければならない。そのさい問題となるのは、各医療機関ないしは個々の医師が高い職業的能力と倫理観をもち、常に医学的見地から最適と考える診療行為を行っているか、さらに医療資源が効率的に配分されているかをどのようにして判断するかである。これは決して中央政府が行政的観点から行うものであってはならないし、ましてや儲かっているかどうかという市場的基準によって左右されてはならない。

医療の財源については、国民健康保険、老人保健、介護保険との関係を踏まえ、ひろく一般の方々の考えを聞いて、慎重に決めるべきである。このとき、欧米の先進諸国の例にならって、所得税の一部を各個人の選好にしたがってある特定の病院や学校に対する寄付に充てたり、あるいは病院や学校に対する相続財産の遺贈は全面的に非課税とすることが望ましい。後者の税制特別措置は現に存在はするが、きびしい行政的な条件が付けられているだけでなく、一年以内に使いきらなければならなくなっていて、基金として組み入れることは認められていない。

いずれにせよ、理想的には、医学教育、研究の面も含めて医学的最適性と経済的最適性が両立できるような医療制度を実現することが求められる。

信州は、平均寿命が長く高齢者の一人当たり医療費が低い県である。こうした状況は、高齢社会において特筆すべき信州の特徴といえる。これは、先駆的な地域医療への取り組みに負うところも大きいと考えられる。しかし、自殺者の割合は、1990年代後期に顕著な上昇を示した後、依然として高いままでいる。産業構造が転換し、社会が構造的に変わるなかで、さながら人間が押しつぶされていくような負荷が人々にかかっているのではないかと懸念される。こうした状況にどのように対処するかについても、医療を考えるさいに重要ではないだろうか。

第7節 福祉

現代社会は、社会・政治・経済という三つのサブ・システム^{*58}から構成されている。社会システムとは、家族やコミュニティ、NPO^{*59}など、人間的協力による結びつきであり、いわば相互扶助的人間関係である。政治システムとは、強制力にもとづく、支配、被支配の人間関係である。経済システムとは、市場経済を媒介とする人間関係であり、競争原理で営まれるものである。日本の社会は、現在、このすべてのシステムについて見直しが迫られている。経済システムが不況により苦しんでいるだけでなく、社会システムである家族やコミュニティの機能も崩壊し、政治システムも統治能力を失うおそれに直面している。社会全体の仕組みが大転換する「歴史の峠」を超えるために、政治システムがすべきことは、家族やコミュニティでの共同作業や相互扶助という無償労働で営まれている人間の生活に対して、社会的なセーフティネットを張ることである。

二十世紀に張られていた社会的なセーフティネットは、中央政府がナショナル・ミニマムを保障するために、貧困者に限定した社会保険制度などを通じて、現金による給付を行っていた。しかし、経済がボーグレス化・グロー

バル化し、中央政府による所得再分配が困難になるにしたがって、現金給付による社会的なセーフティネットが綻んでしまうため、新たに社会的なセーフティネットを張り替える必要性が生じる。

加えて、二十一世紀の社会は、女性の能力を必要とする有償労働が増大し、これまで無償労働で支えてきた共同作業や相互扶助の主な担い手としての女性が激減していく。この結果、これまで家族やコミュニティにおいて無償労働で営まれてきた共同体機能を代替し、あるいはサポートするための地域社会の誰もが享受できる普遍的なサービスの需要が高まってくる。このように考えると、二十一世紀に相応しい社会的なセーフティネットは、これまで中央政府が行ってきた現金による給付とは違うものがもとめられる。地域社会の実情に応じた多様なニーズに対応するために、地方政府がニーズを把握したうえで行う幼児の育児サービス、高齢者への福祉サービスなどによって保障する、いわば現物による給付が重要となる。中央集権から地方分権へと転換して、地方政府が社会的なセーフティネットを提供する役割がより重要になる時代がきているということである。

福祉サービスはもともと、これまで家族やコミュニティにおいて営まれてきた共同体機能であり、人間と人間との自発的協力による結びつきにもとづいて行われる相互扶助的なものとして無償労働によって供給されてきたものである。相互扶助にもとづく福祉サービスにおいて最も重要なことは、人間と人間との継続的なふれあいがあることであり、そのサービスが家族や共同体的絆と不可分に結びついていることである。例えば、育児や高齢者へのサービスは、愛情を包み込んで供給しているといってもよい。福祉サービスは本来、愛情、信頼といった人間の絆にもとづいておこなわれることが大切である。宅幼老所の例にみられるように、そこを利用する高齢者が、サービスを受けるだけでなく、育児サービスの提供者としてかわりをもつことを可能とするような仕組みが構築されつつある。福祉サービスを考えるとき、

サービスを受ける人々もまた、積極的にサービスの提供にかかわりをもつことで、新たな生きがいやよろこびを引き出せるような制度を模索することが望ましいのではないだろうか。

高齢社会の進展と時を同じくして、普遍的な福祉サービスが求められている。それは、一人ひとりが自分らしい生活を送るという根元的な目的をもつものである。それぞれの地域において人間の絆により支えあうシステム、すなわち「コモンズ」の観点が、望ましい福祉の姿を考える上で必要である。

さらに、人々がより高次の安全性や快適性の充足をめざす社会では、社会的なインフラストラクチャー^{*60}として、あらゆる人々にとってアクセス可能な、いわばユニバーサル・デザイン^{*61}の発想が欠かせないものとなる。ユニバーサル・デザインとは、例えば、階段を設置するのであれば、エレベーターとエスカレーターをセットで設置したり、公共交通機関では、車椅子でも自由に乗車できる超低床バスや、列車が駅に着けば乗車用板が出る列車などを整備することによって、誰もが快適な状態をめざすものである。

ユニバーサル・デザインは、人間の絆を重視する協力原理に根ざした、すべての人間にやさしいものであり、多くの人々を惹きつける地域再生の磁場として作用するものである。

第8節 地方分権

「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」が現実のものとなっていくには、地方分権が前提条件になる。

ヨーロッパでは、1980年代から地方分権が大きくなるとなっておこってきた。ヨーロッパにおいて中央集権の代表国家といわれるフランスでは、ミッテラン政権^{*62}のもとで地方分権が強力に推進され、1982年に地方分権法が制定された。この地方分権の動きと連動して、環境と文化をキーワード

としてヨーロッパで都市のルネッサンスが始まった。この都市のルネッサンスは、地方分権が推進され、財政の市民的管理が可能となったことにより自発的に展開された住民の共同事業であり、決して中央政府から強制された上からの改革ではない。

日本においても地方分権がさかんに唱えられているが、その内実はどうであろうか。地方分権一括法^{*63}が施行され、国と地方との関係が上下・主従から対等・協力へと位置づけられて久しいが、本質的な意味での地方分権は未だ進んでいない。国と地方の関係を見直し、地方が自立するための構造改革に関する議論は盛んに行われているが、こうした中央主導型の地方分権、構造改革論は、ともすれば国や地方自治体相互の権限や、財源の奪い合いの問題のように誤解されてはいないだろうか。地方への税源移譲と補助金・地方交付税の削減をセットにした「三位一体の改革^{*64}」においても、補助金の削減額などの数字ばかりが一人歩きし、これらの背後にある国の関与により地域の自主性を損なう現在の仕組みを改め、地域自らがその多様性を生かした地域づくりを行うことを可能とするための制度改革であるという本来の目的に則した議論が尽くされていない。

地方分権とは、国から権利を与えられるということではなく、自己決定・自己責任の原則のもとで地域が自ら考え、行動するための権利を取り戻すということである。そのために必要な本当の改革とは、国や一部の有識者のみで結論を出すべき問題ではなく、これから地域が何を目指し、何を選択していくべきなのか、社会のもつ構造的な問題点を見つめなおし、国民全体が議論していくことが必要である。

近代の日本社会は、旧来自分自身あるいは地域が行ってきた共同作業を行政に任せて中央集権を進め、効率的で均等な発展をめざしてきた。しかし、日本が先進諸国の仲間入りをし、時代や社会が変遷してもなお、こうした体制を一世紀以上続けた結果、地域社会にさまざまな弊害が生じてきている。

「自普請^{*65}」や「結」「講」などに象徴されるように、本来、地域生活の中で共同作業として行っていたものが、次々と行政に委ねられていき、行政に対する依存が高まり、「官」が巨大化する一方で、「民」が担ってきた公共的な部分が極端に小さくなり、「民」は私的な活動のみに専念するようになった。その結果、個人生活の気楽さ、手軽さとひきかえに、本来あった地域の繋がりが失われていった。

また、国により一律・一元的に行われる行政の流れは、社会全体をまるで金太郎飴のように画一化し、同じ顔にしてしまっている。地域の多様性を無視して道、建物、産業、子育てや高齢者の福祉など日常生活に関わる分野までも一律・一元的に行った弊害は、今、不必要に大きい施設や道路、地域生活の実感に浴わないサービスなどのかたちで顕在化している。こうした行政サービスの巨大化とその行政による金太郎飴的な地域振興は、地域の国に対する根深い依存を生み、地域は自分の頭で考えないようになってしまった。その結果、活力をもなくしてしまったのである。

地域の経済や社会が活力を取り戻し、国への過度の依存から「自律」するためには、めざすべきものは、そうした状況からの脱却であり、行政のもとに集中させてきた機能を「コモンズ」の中に返し、近代化の中で失われてきた地域固有の文化や地域での多様な生活の仕組みを再生し、東京なら東京、信州なら信州なりの暮らし方を創造することである。既に信州では、栄村の道直しに象徴されるローカル・ルール^{*66}による公共事業の検討や、高齢者・児童などに分かれた福祉制度の枠組みを超えた宅幼老所を地域の福祉拠点とする動きなど、信州らしい地域生活のあり方への多様な取り組みが始まっている。

地域が本当の意味で「自律」するためにはこうした生活の仕組みの再生とともに、地域が自ら実行できる財源を増やすための経済活性化も大きな課題となる。安易な企業誘致やリゾート開発、いわゆる「ハコモノ」事業への国

の「支配」と地方の「依存」は、結果的に地域の活力そのものを奪ってきた。地場産業は前近代的なものであるとして、企業集積の進んだ東京などの都市も地方も同じような分野でのベンチャー^{*67}育成や企業誘致を行い、皆同じ土俵で勝負しようとする。これでは地方は負けるに決まっている。地方がそれぞれ自分のもっている力で勝負しないから東京の一人勝ちになってしまう。地元のことを大事にし、信州で生まれ育った農産物の価値を認める原産地呼称管理制度^{*68}のように「信州のものである」という独自性で競争することが重要である。大きいものこそが強く、小さいものがすなわち弱いというわけではない。小さくても信州にしかないというものをつくり、勝負していくべきなのである。地域にあるものを大事にしていく発想が行政の仕組みや産業構造に生きてくれば、それは世界中に「信州にしかない」ものになり、日本のみならず世界に通用するものになるはずである。

最初に述べたように地方分権において必要となる本質的な構造改革とは、地域の自主性を損なう現在の仕組みを改め、地域自らがその多様性を生かした地域づくりを行うことを可能とするための制度改革である。信州で育まれる新たな「コモンズ」とは、地域分散的で多様な政治の意思決定の仕組みと持続的で安定的な地域振興を可能とするためのシステムであり、これからの地域主権の礎となるものである。国から県へ、県から市町村へ、そして地域へとといった流れで指し示されるのではなく、地域を起点としたこれまでと逆向きのベクトルで発信される取り組みこそが地域の「自律」のための改革そのものであり、「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」とは、本当の意味における構造改革の具体化をめざすものである。

第9節 中央官僚制度からの「自律」

地域の「自律」は中央官僚制の撤廃の可能性をはらんでいる。日本は明治

期に、近代イギリスやフランスが国家試験で官僚を登用している制度を取り入れた。英仏の官僚制は中国の科挙^{*69}に範をとり十九世紀中葉に採用したものである。

日本は七世紀以来、律令^{*70}、都城制^{*71}、正史の編纂（『日本書紀』）などさまざまな中国の制度を導入したが、入れなかったものもある。その一つが科挙であり、それは今日の国家公務員試験に当たるものだ。しかし、日本は明治維新で、西洋文明の受容の大方針を立て、科挙の制度を高等文官試験としてヨーロッパ経由で取り入れた。一見、中央官僚制は、国家が存在する以上、必ずあるという思い込みがある。だが、これは日本が欧米と肩をならべ、万国に対峙して一等国となるために、中央集権制を敷くために取り入れたものであり、歴史的に取り入れた制度であるから、その役割を終えれば、これとは異なる方法で行政を行うことができるはずである。

今や、一極集中で欧米にキャッチアップする時代は終わり、そのための制度であった中央集権制はその役割を終えたということが出来るであろう。むしろ、中央官僚制度は地域の文化や伝統を無視し、全国一律の国づくりをしてきたことが深刻な問題となっている。官僚組織は制度疲労をおこしている。日本人の大多数が中央官僚制に疑問をもつ中で、「脱ダム」宣言というきわめて明解なキャッチフレーズのもとで、信州は日本の明治維新以降の中央官僚の目に見える施策の一つに猛省を迫る宣言を發した。

原則論でいえば、国防・安全保障など国家の主権にかかわること以外は地域に譲りうるのである。国の省庁の業務の大半は国家主権に直接かかわるものではない。その権限の大半は地方に移譲しうるのである。それには財源が伴わなければならない。

現在の基礎自治体の合併が一段落したあとは、都道府県の広域合併が次の課題になる。道州制^{*72}の単位をどうとるかは今後の課題であるが、たとえば長野県ならぬ「信州」というのも一つの考え方になりうる。国家主権にかか

わらないことは、信州が民主主義の手續をもって地域主権を行使して行うということである。主権という以上、そこには徴税権が不可欠である。現在の国税も道州単位で徴収し、道州の人口・経済力に応じて、国家主権にかかわる業務へ負担金を提供する、というようになると予想される。

第10節 長寿型文明

自治の基礎は住民が健康で安心して暮らしていることである。信州人の平均寿命・健康寿命は男女ともに全国トップクラスである。高齢社会の到来はマイナスに考えられがちだが、長寿は誇るべきことである。それは人類共通の願いである。それをもとに信州の長寿文化に普遍性をもたせた「長寿型文明」のモデルになることを提起したい。信州人が病院にかかる率が低いことを「PPK（人生の最晩年までピンピンして、倒れればコロリと天寿を全うする）」といわれる。これは「生涯現役」を言い換えたものである。これから10年後には団塊の世代が65歳以上になる。かれらが生涯現役であること、PPKを地でいけることは国家負担を軽減し、国富を増進する。

信州の生涯現役、PPK、長寿文化が、惹きつける力をもち、日本各地から人々が信州に惹きつけられて集まる中心性をもてば、信州の長寿文化は「文明」の名に値するものになる。文化とはWAY OF LIFEと定義される。ウェイ・オブ・ライフとは平たくいえば「生き方」の別名である。信州人の文化すなわち信州人の生き方が長寿で、生涯現役でPPKであれば、それは全世界の人々からうらやまれるであろう。中心性をもつ文化、求心力をもつ文化は、他の地域へ広がることによって普遍性を獲得する。すなわち「文明」の名に値する文化になるのである。少子高齢化という従来のマイナス・イメージを、魅力ある「文明」的な「長寿型文明」へと変えることが課題であり、その条件を信州は備えているのではないか。

二十一世紀は人口が減るので GDP^{*73} は国全体としては減る。国全体の経済力もさることながら、大切なのはむしろ一人あたりのゆたかさである。また、計量可能な豊かさだけでなく、計量できないゆたかさをどう現実のものとしていくかが課題である。

ゆたかさには、見た目にきれい、見た目に心地良い、という面がある。見た目に気持ちのよいゆたかさは、文化や国籍を超えて感動を与えるのである。それは社会的共通資本の一つでもある。自然と調和した生き方や生活景観は人々が自ら自然に何らかの関与をしていることから生まれる。一番の関与は農業とか林業であろう。農林業だけで生業をたてるのは難しい。ボランティア、趣味、半自給、あるいは8分の1自給なり、商品生産とは無縁でも、自然とかかわり、草花や家庭菜園を楽しむ生活景観が随所に見られれば、これは老子の小国寡民の思想^{*74} を現代に生かすかたちになり、桃源郷^{*75}、理想郷が実現できる、信州はそういう自然環境をもっている。

その課題に関連して、信州は海に面していない。言い換えれば山に囲まれている。それをどう積極的に表現すればいいか。一つの表現は「中庭」である。「中庭」の地球モデルになりうる。日本は歴史的に都市を作るときに城壁を作らない都市づくりをしてきた。古くは平安京の建設の折り、京都の山々が見事なので、それを城壁にみたてて「山城」とし、長安のような城壁を作らなかった。世界の都市はすべからく城壁で囲んで成立したが、自然の景観に囲まれている都市づくりは、世界に例をみない日本独自の都市のたまたまいであった。周りが山々なので、四季折々の変化が楽しめる、城壁のような人工物ではそうはいかない。中庭はヨーロッパでは「パティオ」とか「コートヤード」といわれ、きわめて価値の高い空間である。信州は見事な自然に囲まれた世界に誇れる「中庭」のモデルとして、魅力的なイメージを地球社会に向けて発信できるのである。

信州を「長寿型文明」と世界の「中庭の理想郷」として発信する。

そのための方策についても一言したい。現在、世界遺産^{*76}への登録運動が各地に興っている。信州では善光寺と松本城とを世界文化遺産にしようという動きがある。これはバラバラにやるよりも信州を考えて一緒にやるのが望ましい。それは流域をとらえて世界自然遺産と文化遺産とを合わせた世界複合遺産とすることである。それによって、「脱ダム」に理想を添えることができるだろう。ヨーロッパのサンチャゴ巡礼道^{*77}が世界遺産になったことが、日本の熊野古道^{*78}を世界遺産にする運動に火をつけた。もはや法隆寺や姫路城のような単体をもって世界文化遺産にするという考え方ではなく、巡礼道や古道のような「点」というより「線」で世界遺産を考える時代である。「線」的視点に立つならば、日本では道もさることながら、「川」こそが古来、文化の道、文物の交流の道であった。信州の川は自然景観として見事であるにとどまらず、文化の道、経済の道でもありつづけてきた。とりわけ信濃路の母なる川として信州のアイデンティティを世界にアピールするのに信濃川源流の千曲川、犀川流域は絶好の「線」であり「面」である。その流域に松本城も善光寺も存在している。この流域は信州の宝の山であり、世界自然遺産と世界文化遺産とを合わせた「世界複合遺産」になる資格をもっている。信州全体が日本の自然文化遺産である、世界遺産であるという志をもつことである。信州を地球社会の誇れる世界遺産にする、という志を立てる。その志が実現すれば、人は信州全体に惹かれて見にくる。つまり交流人口が増える。交流人口が増えると、必ずその中に信州に住みたいと思う人が出てくる。そのとき問われるのは、生活景観である。どういう生活景観を提示するかが問われるのである。

生活景観は、信州全体で建物と自然が調和している、家（ハウス）と自然（ネイチャー）が一体であるのが望ましい。マネジド・ネイチャー^{*79}という言葉があるが、ネイチャーも人が世話をし育てれば、広い意味では「ガーデン（庭）」である。日本の「家庭」を英語でいえば、ハウス・イン・ザ・ガー

デンあるいは、ハウス・ウィズ・ザ・ガーデンである。森林の造成、家庭菜園、花壇づくりなど、すべて自然への関与活動を含めて、いわば庭と一体の住まい方が信州の生活景観として評価が確定すれば、それは日本の原風景を生かしたものになり、住みたいという人が増えるに違いない。

そういう住まい方は東京ではできない。一世帯当たりせいぜい80平米ないし90平米のマンションという「箱住み」が東京の住まい方である。それは長野や松本の都会でもできるが、信州全体では、それと違う選択肢がもてる。本来の日本の家もっていた家・庭一体の家庭的な生活景観が望ましい。そういう庭づくり運動は既に小布施のようなところでハウスをオープンガーデン^{*80}というようなかたちで開放し、人から見られ、自分の生活景観に公共性をもたせる運動も出てきておりもはや夢ではない。

家が庭もあって広いとなると、土地代が高いという問題がある。土地も果たして所有していいものかどうか疑うべきである。むしろ土地を所有するより、利用、活用を考えるべきときである。所有権を保証しつつ、土地所有の呪縛から自由になるかが課題である。それには定期借地権^{*81}を活用するのがよい。目下の法律では定期借地権は50年になっているが、これを信州独自の条例によって定期借地権100年あるいは99年に延ばしうれば、借地する側も所有感を満たせる。土地の公共性を確保しつつ、一方で自分の一生ないし子供のころまでは安心して自分の土地として使えるという制度的保証をすることにより、土地に高い資金をかけなくて済む工夫ができるのである。

「長寿型文明」「中庭の理想郷」の知的基盤として、地元に根ざした新しい地球地域学を興していくことがあわせて大切である。地域学として出てきた学問が実践されれば、やがて地域を超えた普遍学になりうる。それは学問のもつ本来のパワーである。ゆたかな生活を育む「地球地域学」は必ず他の地域に普及する。そのことによって人々が見学に訪れ、知的発信の場になりうる。信州は昔から教育県として名高く教育や学問に熱心である。今はIT

情報社会の中で、一層の知的発信をしていく場にするのが肝要である。信州が、地域に根ざし地球社会に開かれた知的体系をもつ人が住みたくなれば、信州が理想郷と呼ばれるのも夢ではない。大切なのは人である。人の生き方を軸に据えつつ、新しい学問をもとにした地域興しのできる歴史的な伝統が信州にはある。

「信州革命」を求めて

1776年1月に刊行されたトマス・ペイン^{*82}の『コモンセンス』は、アメリカの独立運動に決定的な影響を与えた政治評論集である。トマス・ペインは『コモンセンス』のなかで、君主政治と世襲制がいかに不条理、非合理的であるかを説明して、望ましい政治形態は、リベラリズムの考え方に立った共和制でなければならないことを主張した。アメリカがイギリスの植民地支配から独立して、自由になることの正当性を強調し、いま、このときを逸しては、独立の機会はふたたび訪れてこないことを力強く表明したのである。当時、アメリカ植民地の人々は、イギリスによる支配に、不満を抱いていたが、それが「常識」だと思って、独立を考えることはなかった。そのときに、イギリスの支配は「非常識」であって、独立こそ「常識」であることを、トマス・ペインは『コモンセンス』のなかで、繰り返し、強調したのである。

日本の現代社会を鑑みると、多くの市民は、中央政府による制度的、政策的諸条件にもとづく画一的なコントロールが、地域の多様性を軽んじ、損なう「人間不在」の社会をつくり出してきたことに、不安と不満を抱きつつも、それは「やむを得ないもの」として、改革のための行動をおこせずにいる。

社会に漂う閉塞感と将来に対する不透明感を打破するべく、信州から発せられた「脱ダム」宣言は、社会的共通資本の管理、維持に対するこれまでの発想を抜本的に転換した。中央集権的な政策の流れは、物質的な豊かさを増大させることに成果を上げたかに見えるが、地域に対して、本来のゆたかさや活力、真に質の高い生活をもたらしていない。つまり「脱ダム」宣言は、これまでの中央集権的な政策の流れを転換し、地域に暮らす市民一人ひとりが主人公となる「人間の回復」をめざして社会を改革することを主張し、社会を、地域から「変えることができる」としたのである。

信州が唱える「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」は、これまでの常識である中央政府による画一的なコントロールを打破し、地域からの再生をめざし、意欲ある市民により地域の将来を描き出すものである。「コモンズ」は、自律的に行動する市民一人ひとり、信頼と協力の絆に光を当て、地域が「自律」するための、現代における「コモンセンス」である。

私たちが最終的にめざすべきものは、信州から新たな社会を創り上げていく「信州革命^{*83}」である。

長野県総合計画審議会委員・専門委員名簿

○ 総合計画審議会委員

- 有賀 正 長野県市長会会長・松本市長（平成15年6月30日まで）
池田こみち (株)環境総合研究所副所長（平成15年7月1日から）
市川 隆司 日本労働組合総連合会長野県連合会顧問
市川 博美 グローバル教育支援センター代表・長野県NPOセンター事務局長
色平 哲郎 南相木村国保直営診療所長
宇沢 弘文 同志社大学社会的共通資本研究センター長・東京大学名誉教授
小口 雄三 県経営者協会副会長・(株)三協精機製作所代表取締役社長
加藤 秀樹 構想日本代表
唐沢 彦三 長野県町村会会長・小布施町長
小林 峰一 農業、NPO 豊かな自然と農業を考える会代表
田下 佳代 弁護士
土本 俊和 信州大学教授
服部 玲子 (株)オズ・クリエイトジャパン代表取締役社長
浜田久美子 森林・森にかかわるライター
星野 佳路 (株)星野リゾート代表取締役社長（会長）
松本 泰子 国立環境研究所 NIES フェロー（平成15年6月30日まで）
三浦 大助 長野県市長会会長・佐久市長（平成15年7月1日から）

○ 専門委員

- 五十嵐敬喜 法政大学教授・弁護士
宇沢 弘文 同志社大学社会的共通資本研究センター長・東京大学名誉教授（座長）
加藤 秀樹 構想日本代表
川勝 平太 国際日本文化研究センター教授
神野 直彦 東京大学教授（平成15年9月30日まで）
野田 正彰 京都女子大学教授

（五十音順、敬称略）

参考文献

- 五十嵐敬喜+小川明雄『市民版行政改革—日本型システムを変える—』(岩波新書 1999年)
- 五十嵐敬喜+小川明雄(編著)『公共事業は止まるか』(岩波新書 2001年)
- 五十嵐敬喜+小川明雄『「都市再生」を問う—建築無制限時代の到来—』(岩波新書 2003年)
- 五十嵐敬喜+天野礼子『市民事業 ポスト公共事業社会への挑戦』(中公新書ラクレ 2003年)
- 宇沢弘文『日本の教育を考える』(岩波新書 1998年)
- 宇沢弘文『ゆたかな国をつくる 官僚専権を超えて』(岩波書店 1999年)
- 宇沢弘文『社会的共通資本』(岩波新書 2000年)
- 宇沢弘文『経済学と人間の心』(東洋経済 2003年)
- 宇沢弘文・堀内行蔵(編)『最適都市を考える』(東京大学出版会 1992年)
- 宇沢弘文・茂木愛一郎(編)『社会的共通資本 —コモンズと都市—』(東京大学出版会 1994年)
- 宇沢弘文、薄井充裕、前田正尚(編)『都市のルネッサンスを求めて 社会的共通資本としての都市-1』(東京大学出版会 2003年)
- 宇沢弘文、國則守生、内山勝久(編)『21世紀の都市を考える 社会的共通資本としての都市-2』(東京大学出版会 2003年)
- 岡部明子「公共空間を人の手に取り戻す 欧州都市再生の原点」(宇沢、薄井、前田編『都市のルネッサンスを求めて 社会的共通資本としての都市 -1』東京大学出版会 2003年)
- 加藤秀樹(編著)『ひとりひとりが築く新しい社会システム』(ウエッジ選書 2003年)
- 金子弘道「都市と農村を繋ぐ 豊かな農村を再構築する試み」(宇沢、薄井、前田編『都市のルネッサンスを求めて 社会的共通資本としての都市 -1』東京大学出版会 2003年)
- 川勝平太『富国有徳論』(中央公論新社 2000年)
- 川勝平太『「美の文明」をつくる—「力の文明」を超えて』(ちくま新書 2002年)
- 川勝平太、安田喜憲『敵を作る文明 和をなす文明』(PHP研究所 2003年)
- 神野直彦『二兎を得る経済学 景気回復と財政再建』(講談社+α新書 2001年)
- 神野直彦『「希望の島」への改革 分権型社会をつくる』(日本放送出版協会 2001年)
- 神野直彦『人間回復の経済学』(岩波新書 2002年)
- 神野直彦『地域再生の経済学 豊かさを問い直す』(中公新書 2002年)
- 神野直彦『財政学』(有斐閣 2002年)
- 野田正彰『犯罪と精神医療 クライシス・コールに応えたか』(岩波現代文庫 2002年)
- 野田正彰『させられる教育—思考途絶する教師たち—』(岩波書店 2002年)
- 野田正彰『背後にある思考』(みすず書房 2003年)
- 構想日本『平成14年度事業関連資料集<広報・ネットワーク活動>』

資 料 編

用語解説

1. ダンテ

1265年～1321年 イタリアの文学者、思想家。

「新生」、「神曲」などを著し、ルネッサンスの先駆者として近代文化の発展に大きな影響を与えた。

2. 1兆6千億円

長野県が過去に借り入れた県債の平成14年度末における残高のこと。

一般会計ベースで1兆6,475億円となっている（ただし、NTT資金を活用した無利子貸付金を除いている。）。

3. リベラリズム

人間の尊厳を守り、魂の自立を支え、市民的自由を最大限に確保しようとする思想、運動のこと。

（参考）

「未来への提言」において「リベラリズム」という時、ジョン・デューイとソースティン・ヴェブレンの二人が使った本来の意味での「リベラリズム」として使いたい。

デューイとヴェブレンは十九世紀の終わり、創設期のシカゴ大学にあって、それぞれ哲学、経済学の基礎を創った学者である。

ジョン・デューイは、人間が神から与えられた受動的な存在ではなく、一人ひとりがその置かれた環境に対処して、人間としての本性を發展させようとする知性をもった主体的存在として捉えている。その時、リベラリズムの思想は、人間の尊厳を守り、魂の自立を支え、市民的自由が最大限に確保できるような社会的、経済的制度を模索してユートピア的運動をおこし、学問的研究を展開することを意味する。このデューイの考え方は、リベラリズムの思想の原点として、二十世紀を通じて大きな影響を与えてきた。

ソースティン・ヴェブレンは、制度のもつ経済的意味を解明し、経済的諸活動によって制度自体がどのように進化するかを分析した最初の経済学者である。ヴェブレンがリベラリズムという時、それはデューイと同じように、一人ひとりの人間的尊厳と魂の自立が守られ、市民の基本的権利が最大限に確保されるという視点に立って、経済制度に関する進化論的分析を展開するということを意味していたのである。

4. 「脱ダム」宣言

平成13年（2001年）2月20日、田中知事により行われた宣言のこと。

「出来得る限り、コンクリートのダムを造るべきではない。」とする内容は、流域住民の目線に立った総合的な治水を進めることなどを目的としている。

(参考1)

以下、「脱ダム」宣言からの抜粋。

数百億円を投じて建設されるコンクリートのダムは、看過（かんか）し得ぬ負荷を地球環境へと与えてしまう。更には何れ（いずれ）造り替えねばならず、その間に夥（おびただ）しい分量の堆砂（たいさ）を、此又（これまた）数十億円を用いて処理する事態も生じる。

利水・治水等複数の効用を齎（もたらす）とされる多目的ダム建設事業は、その主体が地元自治体であろうとも、半額を国が負担する。残り50%は県費。95%に関しては起債即ち借金が認められ、その償還時にも交付税措置で66%は国が面倒を見てくれる。詰（つ）まり、ダム建設費用全体の約80%が国庫負担。然（さ）れど、国からの手厚い金銭的補助が保証されているから、との安易な理由でダム建設を選択すべきではない。

縦（よ）しんば、河川改修費用がダム建設より多額になろうとも、100年、200年先の我々の子孫に残す資産としての河川・湖沼の価値を重視したい。長期的な視点に立てば、日本の背骨に位置し、数多（あまた）の水源を擁する長野県に於いては出来得る限り、コンクリートのダムを造るべきではない。

就任以来、幾つかのダム計画の詳細を詳（つまび）らかに知る中で、斯（か）くなる考えを抱くに至った。これは田中県政の基本理念である。「長野モデル」として確立し、全国に発信したい。（後略）

(参考2)

「脱ダム」思想の世界的流れについて、「脱ダム」思想に関する多くの論説を通じて共通してみられるのは、美しい自然をコンクリートで固めて、自然、文化、社会そして人間を破壊してきた「ダムと高速道路」の時代は終わったという認識である。なお、「脱ダム」思想の世界的な流れについては、「21世紀の河川思想」（天野礼子（編）共同通信社1997年）に詳しく述べられている。

「脱ダム」思想の生成に際して、決定的な役割を演じたのは、アスワンハイダムの建設と、それに伴う深刻な自然、経済、社会の破壊である。

エジプトの母ナイル河は、七千キロメートルの長さを持ち、三百万平方キロメートルの流域面積をもつ世界第二の大河である。ナイル河の両岸には、幅十キロメートルにわたって肥沃な農地があり、河口には広いデルタ地域があって、六千万人近い人々の生活を支えている。このナイル河の河口から千キロメートルほど上流に、古代エジプトの歴史によく出てくるアスワンという町がある。この町に1960年から十年以上もかけて造られた巨大なダムがアスワンハイダムである。ところが、アスワンハイダムは、大変な環境破壊をもたらし、エジプトの経済に壊滅的なダメージを与えることとなった。エジプトの人々がアスワンハイダムの建設に持っていた光と夢は無惨な形で壊れてしまった。

まず、エジプトの農業が壊滅的な打撃を受けた。古代エジプトから五千年の長い年月

にわたって、エジプト農業はナイル河によって高い生産性を持続的に保つことができた。ところが、アスワンハイダムができてから、上流から肥沃な泥土が運ばれなくなり、また、洪水も起こらなくなった。その結果、ナイル河の農地には、新しく化学肥料を施さなければならなくなってしまい、その化学肥料を作るために必要な電力は、アスワンハイダムの発電量より多いときえいわれている。新しく灌漑用水路を建設しなければならなくなってしまい、そのための費用も巨額に上った。その上、洪水を調節することになってから地中深くにある塩分がしみ出してきて、塩害が起きるようになってしまった。また、ナイル河沿岸では寄生虫が大量に発生するようになった。これまで、寄生虫の卵がナイル河の氾濫によって流されていたのが、アスワンハイダムの建設によって寄生虫の発生を防ぐことができなくなってしまったからだといわれている。

アスワンハイダムは、ナイル河口の漁業にも致命的な打撃を与えることになってしまった。ナイル河の河口はかつて、地中海で一番ゆたかな漁場であった。ナイル河が上流から有機物質を運んできた。そして、河口には大量のプランクトンの生息を可能にし、魚介類を育てていたからである。しかし、アスワンハイダムの建設によって、ナイル河の水は澄んで、有機物質をあまり含まず、河口海域のプランクトンを育てることができなくなってしまった。

エジプトは現在、その食糧品の半分以上を輸入に頼っている。その大きな原因は、アスワンハイダムがもたらした環境破壊によると考えられている。かつて、エジプト政府はダイナマイトを使って、アスワンハイダムを壊すことを考えた。しかし、ダイナマイトをどんなに大量に使っても、アスワンハイダムがあまりにも巨大で、頑丈にできているため、アスワンハイダムを壊すことができないことがわかって、断念せざるを得なかったのである。

5. 時代精神 (Zeitgeist)

ある時代において、社会に広く行き渡り、また人々の心に深く浸透し、その時代を支配し、特徴づけている精神のこと。

6. 弥縫 (びほう)

失敗、欠点などを一時的にとりつくること。

7. ルネッサンス

十四世紀から十六世紀にかけて、イタリアから西ヨーロッパに拡大した人間性の回復を目指す文化革新運動のこと。

都市の発展や商業資本の興隆を背景として、個性、合理性、現世的欲求を求める反中世的精神運動が展開された。この新たな近代的価値の創造が、古代ギリシャ・ローマ文化の復興という形式をとったので、「再生」を意味する「ルネッサンス」という言葉で表現された。この文化革新ともいべき運動は、文学、美術、建築、自然科学

など多方面にわたり、西欧近代化の思想的源流となった。

8. EU

European Union の略。欧州連合。

1991年のマーストリヒト条約で設立の合意がなされ、1993年に「欧州連合」として発足。加盟国の政治的・経済的統合を推進し、経済・通貨統合の実現、共通の外交・安全保障政策の設定、国家主権の一部移譲などによるヨーロッパの地域統合を目指している。

2004年2月現在、ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フィンランド、オーストリア、スウェーデンの15カ国が加盟している。

9. 五直し

平成12年(2002年)9月1日の長野県知事選挙における田中知事の公約のこと。産業と雇用の創出を目的として、水直し、森直し、道直し、田直し、街直しの、5つの県民の目線に立った見直しから成る。

(参考)

以下、「五直し」全文を掲載。

(水直し)

- ・『脱ダム』宣言』に基づき、流域住民の目線に立った総合的な治水を進めていきます。
- ・『脱ダム』債」を新設し、水源林を保護するとともに新たな水資源開発の助成制度を確立します。
- ・事業のための治水、事業のための砂防といった従来の発想を排し、河川の浚渫やダムの堆積土砂の除去を進めるとともに、自然再生型公共事業を促進します。
- ・下水道のあり方を抜本的に見直し、合併浄化槽に対する新たな助成制度を策定します。

(森直し)

- ・事業のための治山といった従来の発想を排し、地域住民やNPO等の協力を得て、広葉樹と針葉樹が適度に混交する豊かな森林の再生を推進します。
- ・ガードレールや小中学校・高等学校の机、イス、食器等にも県産材を導入し、WWFジャパン(世界自然保護基金)との協働作業で創設する長野県独自の認証ブランドを広げるとともに、新しい県産材活用住宅を産み出します。
- ・間伐等における森林所有者の負担を軽減する、更なる支援制度を検討します。
- ・個人グループも含めた意欲ある新たな人々の入札参加等、森林整備技術者が生活できる公的な枠組みを策定します。

(道直し)

- ・1.5車線道路を始めとする長野県独自の規格を検討し、新たな県道のあり方を確立します。
- ・通行量や環境、地域経済への影響を考慮した、道路整備の事業評価制度を策定します。
- ・地域ごとに道路事業の着手順位を公開し、県民の意見を聞きながら進めます。
- ・並行在来線「しなの鉄道」の極限までの自助努力を大前提に、公的支援を行います。

(田直し)

- ・U字溝を始めとする環境負荷の大きい農業土木工事を減らし、農地改良やほ場整備のあり方も、事業のための土地改良という従来の発想を排し、一人ひとりの生産者の視点で改めます。
- ・高品質で美味しく安全な農産物を消費者の方々に提供するべく、長野県独自の農産物管理呼称制度を立ち上げ、志を同じくする農事組合法人や個人の生産者とともに長野県産農作物のブランド化を確立します。
- ・生産調整を出来る限り排し、優良水田を活かすために「脱・減反」政策を推進します。
- ・農業特区を設け、Uターン者だけでなくIターン、Jターン者にも農園付き住宅を提供し、併せて農作業体験型観光のアグリ・ツーリズムを促進します。

(街直し)

- ・自然災害の対応力を高めるため、自治体消防の広域化や建造物の耐震化を積極的に支援します。
- ・地元自治体と協力しながら、それぞれに歴史を刻む地域名を維持し、市町村を構成する集落単位での活力を取り戻します。
- ・「長野県景観条例」を改正し、自然環境や地域特性を活かした新しい視点からの総合的な景観保全を目指します。
- ・善光寺周辺をモデル地域として、「車」優先から「人間」回復の発想で、中心市街地に人々を呼び戻します。

10 委託行為を超えて、信託としての性格

社会的共通資本が社会にとって極めて「大切なもの」であるため、その管理、運営を委ねるということは、自らが行う代わりにほかの人に頼み委ねるとする「形式的」な関係としての「委託」ではない。管理を委ねられた時、委ねた人々の意図や志を無にしないよう取り扱いに細心の注意を払い、人間と人間が信頼関係を構築した上で管理、運営するという、「信頼の絆」で結ばれていることが重要である。こうした状態があって、はじめて、単なる「委託」を超えて「信託」としての性格を持つと考えられる。

11 土地基本法 (抜粋)

第一条 (目的) この法律は、土地についての基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適正な土地利用の確保を図りつつ正常な需給関係と適正な地価の形成を図るための土地対策を総合的に推進し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 (土地についての公共の福祉優先) 土地は、現在及び将来における国民のための限られた重要な資源であること、国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その利用が他の土地の利用と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に係る特性を有していることにかんがみ、土地については、公共の福祉を優先させるものとする。

12 都市計画法 (抜粋)

第一条 (目的) この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条 (都市計画の基本理念) 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

13 コモンズ (Commons)

元々は共有地、公有地など、所有権が特定の個人ではなくて共同体や社会全体に属する資源を意味する。

また、それぞれの地域においては、自然環境を持続的に管理、維持するために歴史的な過程を経て成立した様々な仕組みがあるが、それらを総称して「コモンズ」と呼ぶことにしている。

本提言においては、人々の協働により、社会的共通資本を持続可能なかたちで管理、維持するための仕組み全般を指しており、NPO 活動や住民協定によるまちづくり、住民参加型の地域福祉、環境保全など住民やボランティアを主体とした各種活動、さらには地域に適した仕組みを用いた住民との協働による社会基盤の整備や維持管理、地域の人々や当事者が主体的に参加する各種社会制度の運営なども含んだ広い概念として用いている。

14 協働

市民、NPO（民間非営利組織）、企業、行政などが、共通する公益的課題の解決や社会的目的の実現のために、お互いの特性を認識・尊重し合い意思の疎通を図りながら役割分担をし、協力・強調を図る関係のこと。

15 入会（いりあい）

ある特定の地域の住民が、ある特定の山林の薪材、原野の緑肥、漁場の魚貝などを採取するために、これらを慣習的な権利やルールによって管理し、その再生産力を維持しながら共同で利用すること。

16 伝統的なコモンズ

伝統的なコモンズという時、空海（弘法大師）による満濃池（香川県中南部、仲多度郡満濃町にある溜池）の大改修と溜池灌漑の管理に関するコモンズの制度があげられる。これは、単に歴史的な意味だけでなく、持続可能な農の営みという今日的な意味を持つものとして注目される。

（参考）

空海は遣唐使として中国に渡り、中国の仏教僧である法顕から学んだスリランカの溜池灌漑の土木技術を日本に持ち帰ってきた。そして帰国するや、ただちに朝廷に願い出て、築池別当の職をもらい、讃岐に帰り、総監督として満濃池の大修復に成功したのである。

満濃池の大修復は、日本の土木の歴史に特筆すべき事業とされている。空海はその後、四国をはじめとして全国を回って、このスリランカの灌漑技術、とくに溜池灌漑にかんする工学的知識、その社会的管理に関する制度を広め、農業生産性の飛躍的発展の基礎を築いたのである。

17 結（ゆい）、講（こう）、小繋（こつなぎ）、衆（しゅう）、組（くみ）

伝統的なコモンズは、日本国内においても、それぞれの地域や取り組む内容などによって様々な呼称で呼ばれ、それぞれに特有な形態で運営されている。

18 国民国家

封建制における身分制的な枠組みを破り、国民的同一性を基礎として近代に成立した中央集権的な統一国家のこと。

近代国家は、国民ないしは民族を基本単位としているために国民国家とも呼ばれる。

19 グローバル化

経済活動や人々の行動、文化や学術の交流などが、世界的、あるいは地球的な規模に拡大し、行われるようになること。

20. キャッチアップ

「追いつく」こと。

発展途上にある国（地域）が、先進国（地域）に追いつこうと努力する意味などで使われる。

21. ナショナル・ミニマム

国が広く国民全体に対して保障すべき必要最低限の生活水準のこと。

（参考）

地方分権改革推進会議の「事務・事業の在り方に関する意見」（平成 14 年 10 月 30 日）によると、政策分野ごとに達成すべき目標値を設定し、それをどの地域も最低限満たすべき基準とする「ナショナル・ミニマム」は、その考え方や達成のための仕組みが存在する限り、国の地方への関与は止まず、国と地方の明確な役割分担に基づいた地方の自主性、自立性は育ち得ない。このため、先進諸国へのキャッチアップを目指していた時代はともかく、その段階に到達した今日の我が国にあっては、このような考え方自体を改め、その仕組みを廃止すべきであるとしている。

22. ボーダレス化

高速交通基盤の整備や通信基盤の進展に伴い、人、もの、資本、情報などが、国境をはじめとするさまざまな境界を超えて移動すること。

23. コミュニティ

地域社会のこと。一定のまとまりをもった空間的ひろがりにおける生活の共同体のこと。

24. ローカル・オプティマム

地域ごとの最適状態のこと。

（参考）

地方分権改革推進会議の「事務・事業の在り方に関する意見」（平成 14 年 10 月 30 日）によれば、「ローカル・オプティマム」の実現とは、地方の自己決定と限られた資源の有効な利用を妨げている、地方に対する国の種々の関与・規制や補助金等による関与を縮減・廃止し、各地域において、住民のニーズに応じた最適の政策の形成や統合が可能になるような状態を目指すことであるとしている。

25. 信頼と協力の絆

人々間の信頼関係、人々間に共有されている互惠協力の規範、人々間を取り結ぶ市民参加のネットワークといった要素から構成されるもの。

経済同友会次代を造る会&総合研究開発機構の『「信頼と自立の社会」への提言』（平成15年5月27日）によると、「社会資本」、あるいは「社会関係資本」と呼ばれるもの。

なお、これまで社会資本といえば物的資本を意味していたが、ハーバード大学のロバート・パットナム教授が、南・北イタリアの地域社会の研究結果から、北イタリアが南イタリアよりも経済発展が進んでいる理由として、人間の絆、信頼と協力の絆が存在しているからであることを実証し、こうした絆を社会資本と名付けたことから、社会資本は、人間の絆、信頼と協力の絆を意味して使われることがある。

(参考)

経済同友会次代を造る会&総合研究開発機構の『「信頼と自立の社会」への提言』（平成15年5月27日）によると、信頼と協力の絆が蓄積された社会では、例えば、

- ①人々の自発的な協力行動が起こりやすくなる、
- ②個人間、企業間の取引にかかわる不確実性やリスクが低くなる、
- ③市民や住民やサービスの受益者のネットワークなどによる、自発的で前向きな「公共サービス、民間のサービスへの積極的な監視、関与」が起こる、

ことから、「信頼と自立の社会」を目指す時、社会資本を社会に横溢させなければならぬとしている。

26 スローフード

ファーストフードに対抗した、地場の多様な食文化を守り育てる活動のこと。

(参考)

1980年代半ば、イタリアでのハンバーガーチェーン1号店の出店に際し、同国内でファーストフード産業による食の画一化を危惧する声が高まったことがスローフードの発端である。スローフードの「スロー」とは、時間をかけて食事をするを意味するだけでなく、漠然と口に運んでいる食べ物を見つめ直すことの提案であり、地場の食材を守るほか、質の高い素材を提供する生産者の保護や、消費者への情報発信などを目指すものである。いわば、地場の素材や伝統的な料理について考え、食事を通じて人間的な生活を大切にしようとする考え方の上に成り立っているものである。

27 基礎自治体

住民に最も身近な総合的な行政主体のこと。

(参考)

第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（平成15年11月13日）によると、地方分権時代を迎えた我が国の行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方にに基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していく必要があるとし、このとき市町村は、基礎自治体として地域に

において包括的な役割を果たしていくことが期待されているとしている。

このためには、今後、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要があるとしている。

28 広域自治体

基礎自治体を包括する広域的な行政主体のこと。

(参考)

第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(平成15年11月13日)によると、近年における経済のグローバル化、産業構造の変化などを背景に、広域の圏域における戦略的かつ効果的な行政の展開が求められるようになっており、また市町村の規模・能力が拡大しつつある中であって、都道府県のあり方が改めて問われているようになってきているとしている。

今後、都道府県には、国から移譲される権限の受け皿としての役割が引き続き期待されるほか、行政サービスの広域的な提供を通じて、バランスのとれた公共サービスの維持に貢献する主体としての役割も引き続き必要としている。

また、基礎自治体との関係では、規模・能力が拡大した市町村との連絡調整が主となり、これまで事務の規模又は性質から一般の市町村では処理することが適当でないものとして都道府県が担ってきた役割については、縮小していくと考えられるとしている。

29 中央政府の役割

(参考)

国の役割について、地方自治法(昭和22年法律第67号)では、第一条の二において「地方公共団体の役割と制度策定等の原則」として次のように定められている。

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

30 ヨーロッパ地方自治憲章

1985年、ヨーロッパ評議会の閣僚委員会において地方自治の原則を定義し、擁護するための最初の多国間の協定として採択されたもの。

ヨーロッパ評議会加盟44カ国中、フランス、ベルギーなどを除く38カ国で批准されている。

31 補完性の原理

家族や地域など、小さな単位で可能なことは基本的にそこに任せ、小さな単位で行うことが不可能であったり、または非効率なものだけを、自治体や、更には国などのより大きな単位で行っていくという考え方のこと。

32 セーフティネット

市民一人ひとりの意欲的な活動や新たな取り組みが安心して行えるよう、生活の安定を脅かすリスクにさらされた場合や損失を被った場合などにおいて、それらを救済するために用意する制度やシステムのこと。

サーカスの空中ブランコや綱渡りにおいて、演技に失敗して落下した時のために張られる安全網に由来している。

33 農業基本法

1961年（昭和36年）に制定された我が国の農業政策の目標を定めた法律。

農業の生産性や農業従事者の所得について、他の産業との格差を是正するため、農業生産、農産物の価格や流通、農業構造の改善などについて規定していた。1999年（平成11年）に廃止。

34 農社

一戸一戸の農家を一つの経営単位と考えるのではなく、一つ一つのcommonsとして、多くの農民たちが中心となって協同的作業を行い、市場経済のなかで、経営的に成り立ち得る規模と事業の多様性をもつ総合的な組織のこと。

昔の村落に近い組織であるが、封建的、因習的な遺制を廃して、リベラリズムの思想に忠実なたちで運営するものである。いわば、農社は、commonsの考え方に基づいて、農業基本法が想定した自立経営農家の概念の転換を、一つの現実的、実験的な試みとして具現化しようとするものである。

（参考）

農社は、農の営みの外延的拡大と内包的深化を図ることによって、持続可能な農業の理論的考究とその実践的展開を行うことを主たる目的とする。農の営みの外延的拡大とは、農の営みを単に農作物の生産に限定せず、農作物を中間投入物とする加工、その他の生産活動、更には販売、研究開発なども広く包含して、一つの総合的な事業形態を持

ら、しかも分権的市場経済のもとで経営的な観点からみて、一つの有機的経済主体として存立しうるような規模と組織を求めることを意味する。

他方、農の営みの内包的深化とは、農社におけるさまざまな生産活動と生活様式とが、農社を取り巻く自然的、社会的環境の汚染、破壊をもたらすことなく、また、その生産物が、健康的、文化的、環境的な観点からもすぐれたものであるような生産形態を求めることを意味する。

なお、「社」という言葉はもともと、土を耕すという意味をもっていた。それが、耕作の神、更には土地の神を意味し、更に、それをまつた建築物を指すようになった。社は、村の中心となり、村人たちは、社に集まって相談し、重要なことを決めるようになっていった。そして、社は、人々の集まり、組織集団を指すようになったといわれている。

中国の元代の終わり頃には、社は、行政の最も小さな単位であった。「農家五十戸をもって社となす」と、当時の文献には残っている。社は、農の営みを中心としてつくられた組織であったが、社に必ず学校がおかれ、社学と呼ばれ、その先生は社師と呼ばれていた。社師はおおむね、社で最も年長で、人格的にもみんなから崇拜されていた。社師は、社に伝承されてきた学問的、技術的知識、思想的、人間的蓄積を子どもたちの世代に伝えるという最高の役割を担っていたのである。

社はまさに、コモンズそのものであったといってもよい。

35 食料・農業・農村基本法

農業をめぐる食料自給率の低下、農業従事者の高齢化、農地の減少、農村の活力の低下などの状況を踏まえ、新たに農業政策の目標を定めた法律。

食料の安定供給の確保、多面的機能の確保、農業の持続的な発展、農村の振興を基本理念として規定している。

36 バイオマス

生物資源を表す概念で、生物体を構成する有機物を利用するエネルギーのこと。

(参考)

人類は数千年にわたり薪や木炭を燃料に、家畜の糞を燃料や肥料に使ってきた。バイオマスエネルギーは、太陽エネルギーが植物により変換され生物体に蓄えられたものであり、化石資源とは異なり、再生可能なエネルギーである。バイオマスを燃焼させてエネルギーとして利用しても、元来、大気中の二酸化炭素が固定されたものであるため、利用と同時にバイオマスを育成すれば、大気中の二酸化炭素のバランスは崩れないこととなる。

37 ブループリント

青写真、設計図、詳細な設計といった意味のこと。

38. 帰納 (きのう)

個別の事実などから、そこに共通する性質や関係を取り出して、一般的な法則や命題を導き出すという方法によって推論すること。

39. ジェーン・ジェイコブス

アメリカの都市学者。

ジェーン・ジェイコブスが1961年に出した『アメリカの大都市の死と生』(Death and Life of Great American Cities)は、近代的都市の考え方に対して、その問題点をすどく指摘して、新しい人間的な都市のあり方を示したものである。

(参考)

ジェイコブスは、二十世紀はじめのアメリカには、魅力的な大都市が多くあったが、それから半世紀経って、1950年代の終わり頃には、このような魅力的な大都市がほとんど死んでしまったことを指摘する。ジェイコブスは、なぜアメリカの大都市の魅力が失われ、住みにくい、非人間的な都市となってしまったのかについて、アメリカ中の都市を実際に調べて歩いた。

アメリカの大都市が死んでしまったのは、ル・コルビュジェの『輝ける都市』に代表される、自動車を中心として、ガラス、鉄筋コンクリートを大量に使った高層建築群によって構成される近代的都市の考え方に基づいて、都市の再開発が行われてきたからである。

しかし、アメリカの都市のなかには、人間的な魅力をもった都市が数多く残っていることをジェイコブスは発見した。そして、住みやすく、人間的な魅力をそなえた都市全てに共通した特徴を四つ取り出して、新しい都市を創る際の基本的な考え方を示した。ジェイコブスの四大原則と呼ばれている。

40. ゾーニング

都市計画などにおいて、土地を用途や機能ごとに区分けして、特定の利用法を設定すること。

41. 「コモンズ」によるまちづくり

「コモンズ」によるまちづくりの例として、東京都国立市の住民による取り組みを挙げることができる。

国立市の住民が高層マンションの建設について争った、いわゆる「国立マンション訴訟」における「景観利益」判決は、国立市民が大学通りの景観を維持しようとしてきたさまざまな取り組みによって、例えば、いちよう並木より高い建物を建てないという自己規制などから生み出された価値を承認し、高いビルを弾劾するものとなっている。

(参考)

判決では、「これは社会通念上もその特定の景観が良好なものとして承認され、その所有する土地に付加価値を生み出したと認められるから、当該地権者らは、従来の土地所有権から派生するものとして、本件景観を自ら維持する義務を負うとともにその維持を相互に求める利益（景観利益）を有するに至ったと認めることができる」としている。

42 高野辰之

1876年～1947年 長野県生まれの国文学者、演劇研究者。

長野県北部の永田村（現 下水内郡豊田村）の農家に生まれ、幼少時代を豊かな自然の中で育ちながら学問の道を志し、苦学の中からわが国近代の国文学に大きな功績を残した。

「故郷」をはじめ、「春の小川」、「紅葉」、「朧月夜」など、日本の心のふるさとを歌う文部省唱歌の作詞者としても名を残している。

43 電子的ハイウェイ

高速情報通信網、情報通信幹線といった意味のこと。

44 ハードウェア

コンピュータシステムを構成する機器や装置のこと。

45 ソフトウェア

コンピュータシステムを構成する機器や装置を意味するハードウェアに対して、コンピュータシステムに関するプログラムのほか、知識や思考による産物を集積したもののこと。

46 ヒューマンウェア

情報技術や知識を駆使する人間の能力のこと。

(参考)

情報・知識産業における基盤は、人間そのものの知識であり、能力である。つまり人間の知識や能力が生産を支配すると考えられる。

例えば、バイオテクノロジーも、バイオテクノロジーの知識や能力を担う人材そのものが誕生しなければ対応することができない。つまり、情報・知識産業を基軸とする産業構造のもとでは、人間の知識や能力を高める教育や研究機関などへの投資が、新しい社会基盤を形成することとなる。

47 保温折衷苗代

軽井沢で稲作農家を営む萩原豊次と、県の試験場で研究に従事していた岡村勝政が

昭和十七年に開発した育苗法のこと。

油紙で苗代を覆い、苗代の温度を上げることにより、通常より10日から15日早く播種(はしゅ)できるようになり、同じ品種でも冷害に強く、より多い収穫を得られるようになった。戦後は、油紙がビニールに代わり、昭和30年代には全国で54万ヘクタール、水田面積の6分の1にまで普及した。

保温折衷苗代により、早植の効果が実証され、早期栽培を可能とする基幹技術となった。

48. ジョン・デューイ

1859年～1952年 アメリカのプラグマティズム(実用主義)の哲学者・教育学者。

受動的な態度を否定し、知識と行動、理論と実践とを切り離すことなく、純粋な理論だけでなく、実際の生活に有用か否かによって判断すべきとする考え方に立ち、総合的な学習の手法を提唱している。

デューイは、講義形式では、論理的思考や言語能力を育てることはできても、自然や感覚に関しては現実離れして実感を伴うことができないとして、「技術」や「家庭科」を重視した「生活及び学習の方法」により、学校において友人と協力しあって学ぶのが一番であると主張している。

49. 教育基本法(抜粋)

第一条(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、实际生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三条(教育の機会均等) すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

50. 国家的視点

国家的視点の一例として、1956年に教育委員会制度に大きな変更が加えられ、それまでの公選制が任命制となり、同時に、教師に対する勤務評定制度が導入されたことがあげられる。更に同じ年、新教育委員会法が成立し、勤務評定に法的強制力が与えられた。1958年には学習指導要領が改定されたことで、それまで教師が自ら

教育内容を作る時の参考資料であった学習指導要領が、法的拘束力を持った文書と位置づけて、教科書検定制度が正式に発足することになったのである。

51 インネイト

生まれつきの、生来の、天賦のといった意味のこと。

52 アスピレーション

熱意、抱負、大望といった意味のこと。

53 中高一貫の学校

中学校と高等学校を統合・併設し、6年間を通じて一体的に教育を行うこと。
形態としては、学校教育法に基づく中等教育学校として同一の設置者による併設型の学校や、あるいは中学校と高等学校間の連携によるものなどが考えられる。

54 リベラルアーツ

一般教養のこと。

リベラルアーツの重要性は、人間が調和的に発達を遂げるには、狭く専門的であるよりも、幅広くバランスのとれた知性や理性が必要であるとの考えに基づいている。

55 ヒポクラテス

紀元前 460 年頃～紀元前 375 年頃 古代ギリシャの医師。

医学を魔法や迷信から解放し、経験を重んじる科学的医学の基礎を確立した。医学者としての倫理・規範などについても多くの見解を残し、医聖・医学の祖などと称される。彼の名を冠した「ヒポクラテスの誓い」は、医師の倫理規範として、現在でも医師になるにあたって誓わせる学校がある。

56 コメディカル・スタッフ

病院職員のうち、診療補助部門の職員を総称した呼称のこと。

具体的には、看護師、臨床検査技師、放射線技師、薬剤師、作業療法士、理学療法士、栄養士などをいう。

57 診療報酬制度

医療保険制度の下で、医師が医療保険制度に基づく診療行為を行った場合に、その診療行為に対する報酬として診療報酬が支払われる制度のこと。

我が国においては、提供された診療行為ごとに、定められた点数を積み上げた合計点数で計算される、点数単価による出来高払い方式が基本である。出来高払い方式は、積極的な診療を導くメリットを持つ一方で、過剰な診療や投薬を招きやすいというデ

メリットが指摘されている。

58. サブ・システム

相互に関連する諸要素のこと。

上位の目的を達成するための下位の組織や機能という意味で使われる。

59. NPO

Non-Profit Organization の略。市民が主体となって、営利を目的とせず、公益的課題の解決をその使命とする自律的な団体のこと。民間非営利組織。

60. インフラストラクチャー

道路、鉄道をはじめとする都市構造の基盤となる施設のこと。

61. ユニバーサル・デザイン

製品、建物、環境等を、障害、年齢、性別、国籍等、人が持つそれぞれの違いを超えて、あらゆる人が利用しやすいようにはじめから考えてデザインすること。

62. ミッテラン政権

1981年から1995年まで間、社会党のミッテラン大統領の下で、同党を中心に担当した政権のこと。

63. 地方分権一括法

正式名称を「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」という。

地方分権を推進するために、地方自治法をはじめとする475の法律の改正を一括して行い、平成11年7月に成立し、原則として平成12年4月1日に施行された。

これまで上下・主従関係にあった国と地方公共団体が対等・協力関係におかれ、機関委任事務の廃止と事務区分の再構成、国の関与等の見直しなどを内容にしている。

64. 三位一体の改革

平成15年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革する基本方針2003(いわゆる骨太の方針第3弾)」におけるキャッチフレーズのこと。

(参考)

ここでは、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け、

- ・国庫補助負担金については、平成18年度までに概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革。
- ・地方交付税については、その財源保障機能の全般を見直し、交付税総額を抑制。

・廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施するものについては、国から地方に基幹税の充実を基本として税源移譲。

という三つの見直しに関する一体的な改革の方針が示された。

長野県では、中央政府等における三位一体の改革の議論が、地方財政の縮小を主眼に、地方税財政基盤の強化とは異なる方向で行われているとの認識に立って、地方分権の視点から根本的に改めることが重要であるとして、「三位一体の改革に関する緊急提言」を行っている。

65. 自普請 (じふしん)

主に土木工事を、地域に暮す住民が自ら行うこと。

66. ローカル・ルール

地域の実情に応じた方法によること。

国による一律・一元的な政策の流れから脱却し、地域の実情に応じて、効果的、効率的に事業を実施しようとする考え方に基づく。

67. ベンチャー

新しい技術や専門的な知識を生かして、創造的・革新的な新しい事業を行うこと。

多少とも冒険的な要素が入るのでこのように呼ばれる。大企業をやめた専門家や技術者が始める場合が多いとされる。

68. 原産地呼称管理制度

信州産農産物のブランド化を目指して、平成 14 年度に創設したもの。

農産物の原料や栽培方法、飼育方法、味覚による差別化を行い、「信州で生産・製造されたもの」を自信と責任を持って消費者にアピールし、消費者の信頼を得ながら生産者の生産意欲を更に醸成していくものである。

69. 科挙 (かきよ)

中国において、隋初から清末まで、一時の中断を除いて、ほぼ継続的に実施された高級国家公務員資格の認定試験制度のこと。

70. 律令 (りつりょう)

中国の初唐で完成した成文法体系のこと。律は刑法、令は行政法などに相当するもの。

律令国家とは、律令を統治の基本法典とした国家の一形態。日本では、七世紀半ばから形成され、平安初期の十世紀頃まで続いた。

71. 都城制 (とじょうせい)

碁盤目状の市街区画を採用し、天皇が居住する「宮」とともに、貴族・官人たちが居住する「京」が作られた都市のこと。

日本では、平城京、平安京などに見られる形態。

72. 道州制

都道府県を「道」や「州」に改めて分け直し、広域的な地方公共団体を設置しようとする制度案のこと。

(参考)

第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(平成15年11月13日)によると、国の役割を重点化し、その機能を地方公共団体に移譲するとともに、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成していく観点から、現行の都道府県に代わる広域自治体として道又は州から構成される制度(道州制)の導入を検討する必要があるとしている。

73. GDP

Gross Domestic Product の略。日本の国内で、1年間に新しく生みだされた生産物やサービスの金額の総和のこと。国内総生産。

74. 老子の小国寡民 (しょうこくかみん) の思想

老子(紀元前四世紀頃)が理想とする社会の様子として、国は小さい方がよく、住民は少ない方がよいとする考えのこと。

小国寡民であれば、文明の利器に振り回されず、自然の恵みを受けながら、人と人の心が繋がった理想的な社会が築けるとしている。

75. 桃源郷 (とうげんきょう)

陶淵明(とうえんめい)(365年~424年)が「桃花源記(とうかげんき)」に描いた理想郷から、俗世間を離れた平和な世界のこと。ユートピア。

76. 世界遺産

人類全体にとって顕著な普遍的価値を持つ文化遺産あるいは自然遺産、または両方の遺産価値を持つ複合遺産のこと。

1972年、国際連合の教育科学文化機関であるユネスコの総会で採択された世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)の締約国から推薦のあった遺産を審議し、その遺産が顕著な普遍的価値を有していると認められた時には、人類共有の財産として世界遺産一覧表に記載している。これに掲載された遺産を、一般に「世界遺産」と呼んでいる。

77. サンチャゴ巡礼道

フランスからスペインのサンティアゴ・デ・コンポステーラまでの道の総称のこと。
巡礼の道筋には、教会や修道院など遺跡が多数残り、イタリアのローマ、イスラエルのエルサレムと並び、ヨーロッパの三大巡礼地の一つとして崇められ、キリスト教信者の心の拠り所となっている。

78. 熊野古道 (くまのこどう)

紀伊半島南部にあたる熊野の地と伊勢や大坂・和歌山、高野及び吉野とを結ぶ古い街道の総称のこと。

熊野古道が、高野、熊野、吉野・大峯の各霊場に至る参詣道として整備され、周辺の景観とともに良好な形で維持されていることから、現在、「紀伊山地の霊場 (きいさんちのれいじょう) と参詣道 (さんけいみち)」として、ユネスコの世界遺産暫定リストに世界遺産の登録候補として記載されている。

79. マネッジド・ネイチャー

管理された自然のこと。

ここでは、人間が育て、絶えず手入れをしている自然を、人間と自然が調和した状態をもって、広い意味での庭と考えることができるとしている。

80. オープンガーデン

個人の庭を公開すること。

オープンガーデンは、英国で1927年設立のナショナル・ガーデン・スキームという慈善団体が、個人の庭などを一般の人々に公開し、関連する収益を看護・医療など公益団体に寄付する活動が始まりとされる。

長野県上高井郡小布施町では、2000年春から住民と行政が協同してオープンガーデンを運営しており、67の個人庭園 (学校2、寺院2を含む) と5つの公共庭園を楽しむことができる。(2004. 2月現在)

81. 定期借地権

平成4年8月に施行された「借地借家法」により導入されたもの。

従来の借地権とは異なり、当初定められた契約期間で借地関係が終了し、その後の更新はない。一般定期借地権は、借地期間を50年以上としたもの。期間の満了に伴い、原則として借り主は建物を取り壊して土地を返還する必要がある。

82. トマス・ペイン

1737年～1809年 イギリス生まれの文筆家。革命思想家。

十八世紀の政治・社会・宗教等あらゆる分野にわたって大胆に改革を唱道した。

83 信州革命

ここで「革命」という言葉を使う時、支配者階級が握っている国家権力を、被支配者階級が奪い取って政治や経済の社会構造を覆すといった意味での革命とは趣旨を異にし、従来の考え方や既成の制度にとらわれることなく「新しきこと」を目指し、実行に移していくことを意味している。

(参考)

ラテン語で「新しきこと」を意味する「レールム・ノヴァルム」(Rerum Novarum)を、時として「革命」と訳す場合がある。

ローマ法王が、その時々、世界が直面する最も重要な事柄について、ローマ教会の正式の考え方を全世界の司教に通達する文書を「回勅」という。1891年5月15日、法王レオ十三世が出された回勅は「レールム・ノヴァルム」と呼ばれて、ローマ教会の重要な歴史的文書となっている。また、100年後の1991年5月15日には、ヨハネ・パウロ2世によって新しい「レールム・ノヴァルム」が出されている。いずれも、歴史の転換期において、世界が抱える深刻な社会的、経済的、政治的問題を指摘し、新しい世紀に向かってよりよい世界をつくるための心構えを提示している。

信州から新たな社会を創り上げていく「信州革命」における「革命」の意味は、もともとは「新しきこと」の意味である「レールム・ノヴァルム」を、「革命」と訳す際の意味と同様の考え方が根底にあると言える。